

税務訴訟資料 第263号-70 (順号12194)

山口地方裁判所 平成●●年(○)第●●号 課税処分更正・過少・無申告に係る差押処分・徴収に
対しての取消請求事件
国側当事者・国(下関税務署長)
平成25年4月10日棄却・控訴

判 決

原告	甲
上記訴訟代理人弁護士	作良 昭夫
上記訴訟復代理人弁護士	太田 善久
同	杉口 仁
被告	国
上記代表者法務大臣	谷垣 穎一
处分行政庁	下関税務署長
被告指定代理人	大原 高夫
同	田部 悟
同	赤代 道郎
同	仲田 義明
同	門脇 圭介
同	玉田 秀樹
同	金子 忠明
同	中 敏彦
同	徳岡 徹弥
同	文屋 聰

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 下関税務署長が平成20年12月26日付けでした原告の平成19年分の所得税の更正処分のうち、総所得金額289万7362円、納付すべき税額17万9100円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 2 下関税務署長が平成20年12月26日付けでした平成17年10月1日から同年12月31日までの課税期間(以下「平成17年12月課税期間」という。)の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の更正処分(ただし、平成21年5月14日付け異議決定により一部取り消された後のもの)のうち、納付すべき消費税の額マイナス282万7326円(ここで「マイナス」とは還付すべきことを示す。以下同じ。)、納付すべき地方消費税の額マイナス70万6

- 8 3 1円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 3 下関税務署長が平成20年12月26日付けでした平成18年1月1日から同年3月31日までの課税期間（以下「平成18年3月課税期間」という。）の消費税等の更正処分のうち、納付すべき消費税の額マイナス277万2716円、納付すべき地方消費税の額マイナス69万3179円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 4 下関税務署長が平成20年12月26日付けでした平成18年4月1日から同年6月30日までの課税期間（以下「平成18年6月課税期間」という。）の消費税等の更正処分（ただし、平成21年5月14日付け異議決定により一部取り消された後のもの）のうち、納付すべき消費税の額マイナス407万8934円、納付すべき地方消費税の額マイナス101万9733円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、平成21年5月14日付け異議決定により一部取り消された後のもの）を取り消す。
- 5 下関税務署長が平成20年12月26日付けでした平成18年7月1日から同年9月30日までの課税期間（以下「平成18年9月課税期間」という。）の消費税等の更正処分（ただし、平成21年5月14日付け異議決定により一部取り消された後のもの）のうち、納付すべき消費税の額マイナス362万6564円、納付すべき地方消費税の額マイナス90万6641円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 6 下関税務署長が平成20年12月26日付けでした平成18年10月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成18年12月課税期間」という。）の消費税等の更正処分（ただし、平成21年5月14日付け異議決定により一部取り消された後のもの）のうち、納付すべき消費税の額マイナス286万2199円、納付すべき地方消費税の額マイナス71万5550円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 7 下関税務署長が平成20年12月26日付けでした平成19年1月1日から同年3月31日までの課税期間（以下「平成19年3月課税期間」という。）の消費税等の更正処分のうち、納付すべき消費税の額マイナス341万4121円、納付すべき地方消費税の額マイナス85万3530円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 8 下関税務署長が平成20年12月26日付けでした平成19年4月1日から同年6月30日までの課税期間（以下「平成19年6月課税期間」という。）の消費税等の更正処分のうち、納付すべき消費税の額マイナス304万7514円、納付すべき地方消費税の額マイナス76万1878円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 9 下関税務署長が平成20年12月26日付けでした平成19年7月1日から同年9月30日までの課税期間（以下「平成19年9月課税期間」という。）の消費税等の更正処分のうち、納付すべき消費税の額マイナス255万5893円、納付すべき地方消費税の額マイナス63万8973円を超える部分及び無申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 10 下関税務署長が平成20年12月26日付けでした平成19年10月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成19年12月課税期間」という。）の消費税等の更正処分のうち、納付すべき消費税の額マイナス134万3482円、納付すべき地方消費税の額マイナス3万3587円を超える部分及び無申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 11 下関税務署長が平成20年12月26日付けでした平成20年1月1日から同年3月31日までの課税期間（以下「平成20年3月課税期間」という。）の消費税等の更正処分のうち、納付すべき消費税の額マイナス121万6591円、納付すべき地方消費税の額マイナス30万4

- 147円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 12 下関税務署長が平成20年12月26日付けでした平成20年4月1日から同年6月30日までの課税期間（以下「平成20年6月課税期間」という。）の消費税等の更正処分のうち、納付すべき消費税の額マイナス154万3314円、納付すべき地方消費税の額マイナス38万5828円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

1 本件は、輸出物品販売場の許可を受け、日本国内において家電製品、食料品及び雑貨の販売業を営む原告が、所轄税務署長である下関税務署長に対し、家電製品の販売に係る売上げを課税資産の譲渡等の対価の額に含めずに消費税の課税標準額を算出するなどして、前記第1の各課税期間（以下「本件各課税期間」という。）に係る消費税等の申告及び平成19年分の所得税の申告をしたところ、下関税務署長から、消費税等に関して前記第1の消費税等の各更正処分（以下「本件消費税各更正処分」という。）及び過少申告加算税等の各賦課決定処分（以下「本件消費税各賦課決定処分」という。）を、所得税に関して前記第1の平成19年分の所得税の更正処分（以下「本件所得税更正処分」という。）及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件所得税賦課決定処分」という。以下、消費税等及び所得税についてなされた上記各処分を総称して、「本件各課税処分」という。）を受けたことから、本件各課税処分は違法であると主張して、本件消費税各更正処分のうち確定申告又は修正申告に係る納付（還付）すべき消費税等の税額を超える部分、当該部分に係る本件消費税各賦課決定処分、本件所得税更正処分のうち確定申告に係る納付すべき所得税の税額を超える部分、及び、当該部分に係る本件所得税賦課決定処分の各取消しを求める事案である。

なお、原告は本件訴訟に係る訴状及び平成22年4月15日付け訴状（当事者及び請求の趣旨を訂正する書面）において、国税不服審判所長が平成21年10月14日付けでした裁決の取消し及び広島国税局長が原告に対して行った差押処分等の取消しをも求めていたが、裁決の取消しを求める部分については平成23年8月12日に取り下げられ、差押処分等の取消しを求める部分については同年10月24日に取り下げられた。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

- (1) 原告は、その住所地において、「A」の屋号で、デジタルカメラ、ゲーム機、シェーバー等の家電製品並びに菓子等の食料品及び美容クリーム等の雑貨（以下、食料品と雑貨を併せて、単に「雑貨」という。）の販売業を営んでいた者である。原告の事業の従事者は、本件各課税期間において、原告の子である乙と、その妻丙であった（乙7、8、丙）。
- (2) 原告は、平成12年6月8日、下関税務署長に対し、消費税法8条6項に基づく輸出物品販売場許可申請を行い、同月●日付けで、輸出物品販売場許可を受けた（以下「本件許可」という。）。
- (3) 原告は、平成13年5月9日、下関税務署長に対し、消費税法19条1項3号により、同年7月1日を適用開始日として、課税期間を3か月ごとの期間にすることを届け出た（乙10）。
- (4) ア 原告は、本件各課税期間における消費税等につき、それぞれ別表1「確定申告」欄記載のとおり確定申告書に記載して、同欄記載の各年月日において、申告を行った（乙11の1～11の11）。

また、原告は、平成18年12月課税期間及び平成19年9月課税期間に係る消費税等

につき、別表1「修正申告」欄記載のとおり、修正申告を行った(乙12の1・12の2)。

イ 原告は、別表1「確定申告」欄(ただし、平成18年12月課税期間及び平成19年9月課税期間については「修正申告」欄)の「納付すべき消費税額」欄及び「納付すべき地方消費税額」欄各記載の金額の合計額について、いずれも還付を受けた。

ウ 原告は、消費税等の還付金に係る還付加算金として、平成19年4月18日に7000円、同年9月7日に3200円を受け取った(乙45の1・45の2)。

(5) 原告は、平成19年分の所得税につき、平成20年3月17日、別表2「確定申告」欄記載のとおり確定申告書に記載し、納税の申告をした(乙13)。

(6) 原告は、平成20年12月26日付けで、別表1「更正処分等」欄記載のとおり、本件各課税期間の消費税等に係る本件消費税各更正処分及び本件消費税各賦課決定処分をするとともに、別表2「更正処分等」欄記載のとおり、平成19年分所得税に係る本件所得税更正処分及び本件所得税賦課決定処分をした(乙14の1~14の11、15)。

(7) 広島国税局長は、平成21年2月10日付けで、本件各課税処分に係る消費税等、所得税及び加算税の徴収のため、下記ア~エの各財産を差し押さえる処分を行った(乙1~6。以下「本件各差押処分」という。)。

ア 原告がB銀行(取扱店下関支店)に対して有する、下記普通預金及び債権差押通知書到達日までの確定利息の払戻請求権

(ア) 口座番号 ●●

(イ) 預金額 1万5722円

イ 原告がC銀行(取扱店今浦支店)に対して有する、下記普通預金及び債権差押通知書到達日までの確定利息の払戻請求権

(ア) a 口座番号 ●●

b 預金額 7586円

(イ) a 口座番号 ●●

b 預金額 220円

ウ 本邦通貨(1万円紙幣2100枚)

エ 原告が有する下記国債(発行者国、振替期間等をC銀行本店営業部とするもの。)

(ア) 銘柄 第1回個人向国債固定5年

(イ) 発行日 平成18年1月16日

(ウ) 口座番号 ●●

(エ) 額面金額 1000万円

(8) 本件各課税処分に対する原告の不服申立て等

原告は、平成21年2月16日、下関税務署長に対し、本件各課税処分の全部の取消しを求め、異議申立てをした。下関税務署長は、同年5月14日、別表1「異議決定」欄記載のとおり、本件消費税各更正処分及び本件消費税各賦課決定処分の一部を取り消し、その余の異議申立てを棄却する決定をした(乙7。以下「本件異議決定」という。)。

原告は、平成21年6月12日、国税不服審判所長に対し、本件各課税処分の全部の取消しを求め、審査請求をした。国税不服審判所長は、平成22年6月14日、上記審査請求をいずれも棄却する裁決をした。

(9) 本件各差押処分に対する原告の不服申立て等

原告は、平成21年4月9日、広島国税局長に対し、本件各差押処分につき異議申立てをした。広島国税局長は、同年5月26日、原告に係る滞納国税について滞納処分の執行を停止し、国債に対する差押処分を解除した上で、同年6月11日、上記異議申立てを却下する異議決定をした。

原告は、同年7月7日付けで、国税不服審判所長に対し、国債に対する差押処分を除く本件各差押処分に不服があるとして審査請求をした。国税不服審判所長は、同年10月14日、上記審査請求を却下する裁決をした。

(10) 原告は、平成22年4月15日、本件各課税処分、本件各差押処分及び国税不服審判所長が平成21年10月14日付けでした裁決の取消しを求めて、本件訴訟を提起した。

3 関係法令の定め

(1) 消費税の輸出免税に関する定め

ア 消費税法

(ア) 4条1項は、国内において事業者が行った資産の譲渡等には、この法律により、消費税を課する旨定める。

(イ) 7条1項は、事業者が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け（同項1号）等に該当するものについては、消費税を免除する旨定める。

(ウ) 7条2項は、前項の規定は、その課税資産の譲渡等が本邦からの輸出として行われる資産の譲渡等に該当するものであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものでない場合には、適用しない旨定める。

イ 消費税法施行規則

課税資産の譲渡等が消費税法7条1項1号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けに該当することについては、当該課税資産の譲渡等を行った事業者が、当該課税資産の譲渡等につき、当該資産の輸出に係る保税地域の所在地を所轄する税関長から交付を受ける輸出の許可（関税法67条に規定する輸出の許可をいう。）若しくは積込みの承認（同法23条2項の規定により同項に規定する船舶又は航空機（本邦の船舶又は航空機を除く。）に当該資産を積み込むことについての同項の承認をいう。）があったことを証する書類又は当該資産の輸出の事実を当該税関長が証明した書類で、当該資産を輸出した事業者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所等の所在地、当該資産の輸出の年月日、当該資産の品名並びに品名ごとの数量及び価額、並びに当該資産の仕向地が記載されたものを整理し、当該課税資産の譲渡等を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等の所在地に保存することにより証明がされたものとする（5条1項1号）。

(2) 輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税についての定め

ア 消費税法

(ア) 8条1項は、輸出物品販売場を経営する事業者が、外国為替及び外国貿易法6条1項6号に規定する非居住者に対し、政令で定める物品で輸出するため政令で定める方法により購入されるものの譲渡を行った場合には、当該物品の譲渡については、消費税を免除する旨定める。

(イ) 8条2項は、前項の規定は、同項の譲渡をした輸出物品販売場を経営する事業者が、

当該物品が非居住者によって同項に規定する方法により購入されたことを証する書類を保存しない場合には、災害その他やむを得ない事情により当該書類を保存することができなかつたことを当該事業者において証明した場合等を除き、適用しない旨定める。

イ 消費税法施行令

(ア) 18条1項は、消費税法8条1項に規定する政令で定める物品は、通常生活の用に供する物品（食品類、飲料類、たばこ、薬品類及び化粧品類並びにフィルム、電池その他の消耗品を除く。）とする旨定める。

(イ) 18条2項は、消費税法8条1項に規定する政令で定める方法として、非居住者で消費税法8条6項に規定する輸出物品販売場において物品を購入する者が、その購入の際、その所持する旅券又は出入国管理及び難民認定法16条から18条までに規定する乗員上陸許可書、緊急上陸許可書若しくは遭難による上陸許可書を当該輸出物品販売場を経営する事業者に提示し、かつ、これに購入の事実を記載した書類の貼付けを受けるとともに、当該物品をその購入後において輸出するものであることを記載した書類を当該事業者に提出して、当該物品の引渡しを受ける方法を定める（同項1号）。

ウ 消費税法施行規則

消費税法施行令18条2項1号に規定する購入の事実を記載する書類（以下「購入記録票」という。）及び購入後において輸出するものであることを記載する書類（以下「購入者誓約書」という。）の様式は、それぞれ、同規則別表第1及び別表第2のとおりとし（6条）、購入記録票には、「販売者氏名」、「上陸地」、「旅券等の種類」、「番号」、「国籍」、「購入年月日」、「上陸年月日」、「購入者氏名（活字体）及び生年月日」、「品名」、「数量」、「単価」及び「販売価額」を記載するものとされ（別表第1）、購入者誓約書には、上記事項を記載することに加え、「下記物品につき、日本から最終的には輸出するものとして購入し、日本で処分しないことを誓約する。」との文言が記載された欄に購入者が署名するものとされている（別表第2）。

(3) 仕入れに係る消費税額の控除についての定め

ア 消費税法

(ア) 30条1項1号は、事業者が、国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に105分の4を乗じて算出した金額。）につき課された又は課されるべき消費税額の合計額を控除する旨定めている。

(イ) 30条7項は、「第1項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等（同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額である場合その他の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。」と定めている。

(ウ) 30条8項は、同条7項に規定する帳簿につき、「課税仕入れ等の税額が課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの」とし、記載事項とし

て、「イ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称、ロ 課税仕入れを行った年月日、ハ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容、ニ 第1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額」を規定する。

(エ) 30条9項は、同条7項に規定する請求書等につき、以下のとおり定める。

a 1号

事業者に対し課税資産の譲渡等（第7条第1項、第8条第1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この号において同じ。）を行う他の事業者（当該課税資産の譲渡等が卸売市場においてせり賣又は入札の方法により行われるものその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われるものである場合には、当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者）が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する請求書、納品書その他これらに類する書類で次に掲げる事項（当該課税資産の譲渡等が小売業その他の政令で定める事業に係るものである場合には、イからニまでに掲げる事項）が記載されているもの

イ 書類の作成者の氏名又は名称

ロ 課税資産の譲渡等を行った年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税資産の譲渡等につきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）

ハ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

ニ 課税資産の譲渡等の対価の額（当該課税資産の譲渡等に係る消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）

ホ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

b 2号

事業者がその行った課税仕入れにつき作成する仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類で次に掲げる事項が記載されているもの（当該書類に記載されている事項につき、当該課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。）

イ 書類の作成者の氏名又は名称

ロ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称

ハ 課税仕入れを行った年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税仕入れにつきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）

ニ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容

ホ 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額

c 3号 略

イ 消費税法施行令

消費税法30条1項の規定の適用を受けようとする事業者は、同条7項に規定する帳簿及び請求書等を整理し、当該帳簿についてはその閉鎖日の属する課税期間の末日の翌日、当該請求書等についてはその受領した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地に保存しなければならない旨定める（50条1項）。

(4) 推計課税についての定め

所得税法156条は、税務署長は、居住者に係る所得税につき更正又は決定をする場合には、その者の財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他

の取扱量、従業員数その他事業の規模によりその者の各年分の各種所得の金額又は損失の金額を推計して、これをすることができる旨定める。

4 本件各課税処分の根拠及び適法性に関する被告の主張

(1) 本件消費税各更正処分の根拠及び適法性

被告が本件訴訟で主張する原告の本件各課税期間の消費税等に係る原告の課税標準額及び納付又は還付すべき税額は、以下のとおり算出されたものであり（なお、これを表にしたもののが別表3-1～3-11である。）、いずれも本件消費税各更正処分における当該各金額（ただし、異議決定による一部取消し後の金額）を上回っているから、本件消費税各更正処分はいずれも適法である。

ア 課税標準額

（ア） 家電製品の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額（税込）（別表3-1～3-11の各①欄）

（イ） 雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額（別表3-1～3-9の各②欄並びに別表3-10及び3-11の各③欄）

なお、平成17年12月課税期間から平成19年12月課税期間における雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額は税込の金額であり、平成20年3月課税期間及び平成20年6月課税期間における雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額は税抜の金額である。

（ウ） 課税標準額（別表3-1～3-11の各⑤欄）

a 平成17年12月課税期間から平成19年12月課税期間については、前記（ア）及び（イ）を合計した金額（別表3-1～3-9の各③欄）に、105分の100を乗じ（別表3-1～3-9の各④欄）、国税通則法118条1項の規定により、1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

b 平成20年3月課税期間及び平成20年6月課税期間については、前記（ア）の金額に、105分の100を乗じて算出した金額（別表3-10及び3-11の各②欄）と前記（イ）の金額を合計し、国税通則法118条1項の規定により、1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

イ 課税標準額に対する消費税額（別表3-1～3-11の各⑥欄）

前記ア（ウ）a及びbの各課税標準額に対し、消費税法29条所定の税率（100分の4）を乗じて算出した金額である。

ウ 控除対象仕入税額（別表3-1～3-11の各⑦欄）

消費税法30条に基づき算出した金額である。

エ 差引消費税額及び納付すべき消費税額（別表3-1～3-11の各⑧及び⑩欄。なお、△印は還付金の額に相当する金額を表す。以下同じ。）

前記イの金額からウの金額を控除した後、国税通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた金額である（ただし、平成17年12月課税期間におけるものについては、端数切捨ては行わない。）。

オ 既に納付した消費税額（別表3-1～3-11の各⑪欄）

原告が提出した、本件各課税期間の消費税等の確定申告書（ただし、平成18年12月課税期間及び平成19年9月課税期間については、修正申告書）に記載された納付消費税額と

同額である。

カ 差引納付消費税額（別表3-1～3-1の各⑫欄）

前記エの金額からオの金額を控除した後、国税通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた金額である。

キ 地方消費税の課税標準となる消費税額（別表3-1～3-1の各⑬欄）

地方税法72条の77第2号及び同法72条の82により、前記エの金額と同額である。

ク 譲渡割額及び納付すべき譲渡割額（別表3-1～3-1の各⑭及び⑯欄）

前記キの金額に、地方税法72条の83所定の税率（100分の25）を乗じた後、地方税法20条の4の2第3項により、100円未満の端数を切り捨てた金額である（ただし、平成17年12月課税期間におけるものについては、端数切捨ては行わない。）。

ケ 既に納付した譲渡割額（別表3-1～3-1の各⑯欄）

原告が提出した、本件各課税期間の消費税等の確定申告書（ただし、平成18年12月課税期間及び平成19年9月課税期間については、修正申告書）に記載された納付譲渡割額と同額である。

コ 差引納付譲渡割額（別表3-1～3-1の各⑯欄）

前記クの金額からケの金額を控除した後、地方税法20条の4の2第3項により、100円未満の端数を切り捨てた金額である。

サ 差引納付すべき消費税等の額（別表3-1～3-1の各⑯欄）

前記カとコを合計した金額である。

(2) 本件消費税各賦課決定処分の根拠及び適法性

前記(1)のとおり、本件消費税各更正処分はいずれも適法であるところ、被告が本件訴訟で主張する原告の本件各課税期間に係る過少申告加算税及び無申告加算税の額は、以下のとおり算出されたものであり（なお、これを表にしたもののが別表4-1及び4-2である。）、いずれも本件消費税各賦課決定処分における当該各金額（ただし、異議決定による一部取消し後の金額）を上回っているから、本件消費税各賦課決定処分はいずれも適法である。

ア 平成17年12月課税期間から平成18年12月課税期間、平成19年6月課税期間、及び、平成20年6月課税期間における過少申告加算税

国税通則法65条1項及び2項に基づき、それぞれの課税期間の更正処分により新たに納付すべきこととなった金額（別表4-1及び4-2の各④欄。ただし、国税通則法118条3項により、1万円未満の端数を切り捨てた後の金額である。）に100分の10の割合を乗じて算出した金額と、当該金額のうち50万円を超える部分に相当する金額に100分の5の割合を乗じて算出した金額との合計額（別表4-1及び4-2の各⑩欄）である。

イ 平成19年3月課税期間及び平成19年9月課税期間から平成20年3月課税期間における無申告加算税

国税通則法66条1項及び2項に基づき、それぞれの課税期間の更正処分により新たに納付すべきこととなった金額（別表4-2の各⑪欄。ただし、国税通則法118条3項により、1万円未満の端数を切り捨てた後の金額である。）に100分の15の割合を乗じて算出した金額と、当該金額のうち50万円を超える部分に相当する金額に100分の5の割合を乗じて算出した金額との合計額（別表4-1及び4-2の各⑯欄）である。

(3) 本件所得税更正処分の根拠及び適法性

被告が本件訴訟で主張する原告の平成19年分の所得税に係る原告の総所得金額及び納付すべき税額は、以下のとおりであり（なお、これを表にしたもののが別表5である。）、いずれも本件所得税更正処分における当該各金額を上回っているから、本件所得税更正処分は適法である。

ア 総所得金額 2009万1584円

次の(ア)及び(イ)を合計した金額である。

(ア) 事業所得 2008万1384円

次のa～cを合計して得られた総収入金額から、d及びeの合計額を控除した金額である。

a 本件家電製品の販売に係る収入金額 2億9311万4020円

平成19年中の購入者誓約書の販売価額を合計したものである。

b 雑貨の販売に係る収入金額 3495万4082円

推計の方法により算出した。

c 雑収入 1498万2562円

平成19年中に提出した消費税等の確定申告書に係る還付金である。

d 仕入金額 3億1992万0308円

次のi及びiiを合計した金額である。

i 本件家電製品に係る仕入金額 2億9111万8144円

本件家電製品の仕入先に対する調査あるいは原告の保存する請求書等から把握した金額を集計することにより算出した金額である。

ii 雑貨に係る仕入金額 2880万2164円

原告の各仕入先に対して行った取引等の状況の照会に関する回答及び原告から提示を受けた請求書等に記載の金額を集計したものである。

e 必要経費 304万8942円

(イ) 雑所得 1万0200円

原告が平成19年中に受け取った消費税等の還付金に係る還付加算金の合計額である。

イ 所得から控除される金額の合計額 148万5210円

次の(ア)～(エ)を合計した金額である。なお、原告がD保険に支払った積立傷害総合保険に係る保険料24万8664円は、平成18年1月1日から同年9月21日までに支払われたものであり、所得税法77条に規定する保険料に該当しない。また、当該保険料は、その保険期間満了後満期返戻金を支払う旨の特約はなく、保険期間も5年間であることから、平成18年法律第10号附則第10条に規定する長期損害保険契約等に係る損害保険料にも該当しない。したがって、地震保険料控除の額は0円である。

(ア) 社会保険料控除 29万5210円

原告が提出した確定申告書に記載された金額と同額である。

(イ) 生命保険料控除 5万円

原告が平成19年中に支払った簡易保険の掛け金62万5800円は、所得税法76条1項に規定する生命保険料に該当するので、所得税法76条1項4号により5万円を控除する。

(ウ) 扶養控除 76万円

乙及び丙は、所得税法2条1項34号に規定する扶養親族に該当するので、所得税法84条1項の規定により、76万円を控除する。

(エ) 基礎控除 38万円

原告が提出した確定申告書に記載された金額と同額である。

ウ 課税総所得金額 1860万6000円

前記アの金額からイの金額を控除した金額から、国税通則法118条1項に基づき、100円未満の端数を切り捨てた。

エ 課税総所得金額に対する所得税額 464万6400円

前記ウの課税総所得金額に所得税法89条1項所定の税率を乗じた。

オ 納付すべき所得税額 464万6400円

前記エと同額である（ただし、国税通則法119条1項に基づき、100円未満の端数を切り捨てた。）。

カ 既に納付した税額 17万9100円

原告が提出した確定申告書に記載の金額と同額である。

キ 差引納付税額 446万7300円

前記オからカの金額を控除した金額である。

(4) 本件所得税賦課決定処分の根拠及び適法性

前記(3)のとおり、本件所得税更正処分は適法であるところ、被告が本件訴訟で主張する原告の平成19年分の所得税に係る過少申告加算税の額は、64万4000円となる。これは、国税通則法65条1項及び2項に基づき、本件所得税更正処分により新たに納付すべきこととなった金額446万円（ただし、国税通則法118条3項により、1万円未満の端数を切り捨てた後の金額である。）に100分の10の割合を乗じて算出した金額と、当該金額のうち50万円を超える部分に相当する金額に100分の5の割合を乗じて算出した金額との合計額である（なお、これを表にしたもののが別表6である。）。

上記金額は、本件所得税賦課決定処分における当該金額を上回るので、本件所得税賦課決定処分は適法である。

5 争点及び争点に関する当事者の主張

本件における争点は、本件各課税処分の適法性であり、その詳細は以下(1)～(7)のとおりである（(1)～(5)は消費税に関するもの、(6)(7)は所得税に関するもの）。

なお、原告は、平成19年分の所得税につき、所得から控除されるべき地震保険料の金額を1万5000円（原告がD保険に支払った積立傷害保険の保険料〈24万8664円〉に係るもの。）として申告し（乙13）、被告は、上記保険料は所得から控除されるべき保険料に該当しない旨主張するところ、原告は、本件訴訟において、上記保険料の控除につき主張しない上、被告の主張する所得から控除されるべき金額の合計額（148万5210円）は、原告が確定申告書に記載した控除されるべき金額（110万5510円。乙13）より高いことから、争点としては整理しない。

(1) 本件各課税期間における家電製品の販売（以下「本件家電製品販売」といい、販売された家電製品を「本件家電製品」という。）に係る消費税につき、消費税法8条による免税が認められるか（争点1）

【被告の主張】

- ア 原告は、本件家電製品販売につき、購入者誓約書を保存しているが、その一部につき、旅券の番号、購入者の氏名及び生年月日等の記載に不備がある。このように、購入者誓約書の記載に不備のある取引については、購入者が非居住者であるか否かを確認することができないから、消費税法8条1項に定める非居住者に対する譲渡に該当しないというべきである。
- イ 本件家電製品販売のうち、購入者誓約書の記載に不備のない取引については、原告と12名の購入者らの間で反復継続的に行われたものであり（ただし、購入者らのうち2名については、1回のみの販売である。）、その販売数量は多量で販売金額も多額である。また、本件家電製品の一部については、販売代金の全部又は一部を受領しないまま当該販売に係る物品を引き渡し、後日、原告の預金口座に振り込ませて販売代金を回収するという掛け売りが行われていた上、上記販売代金と思われる振込に係る振込名義人は購入者と一致しないことが確認されている。以上のことからすると、本件家電製品は、事業用又は販売用として購入されたことが明らかな物品に当たり、消費税法施行令18条1項にいう通常生活の用に供する物品に該当しないから、消費税法8条1項の適用はない。
- ウ 原告は、平成17年10月から平成20年5月における家電製品販売において、購入者の旅券等に購入記録票を貼り付けていなかったから、本件家電製品のうち、上記期間に販売されたものについては、消費税法8条1項に定める政令に定める方法により購入されたものに当たらず、この点からも消費税法8条1項の適用はない。

【原告の主張】

- ア 本件家電製品販売に係る購入者誓約書の一部に記載漏れがあったことは事実であるが、原告は、税務調査の際、補正の申出を行っている。
- また、原告は、非居住者を主たる顧客として物品販売を行っていたのであるから、購入者誓約書に記載漏れのある取引を含め、本件家電製品販売が非居住者を対象としてなされたことは明らかである。
- イ 本件家電製品は、非居住者である購入者らが土産物として購入したものであるから、消費税法施行令18条1項に規定する通常生活の用に供する物品に該当する。
- 被告は、本件家電製品が通常生活の用に供する物品に該当しない旨主張するが、購入者が土産物として持ち出した後に、知人や親戚に配ることもあるし、本件家電製品自体は工業用製品ではなく、個人が消費するものであるからも、販売数量等から本件家電製品が通常生活の用に供する物品に当たることを否定できないというべきである。

(2) 本件家電製品販売に係る消費税につき、消費税法7条による免税が認められるか（争点2）

【原告の主張】

- ア 仮に、本件家電製品につき、消費税法8条による免税が認められない場合でも、本件家電製品を本邦外に輸出したことは明らかであり、本件家電製品販売は、本邦からの輸出として行われる資産の譲渡（消費税法7条1項1号）に当たるから、消費税が免税されるべきである。
- イ 原告は、本件家電製品の輸出に関して、税関長から交付を受けた輸出許可通知書、これに添付された送り状（以下「インボイス」という。）、及び船荷証券を保存している。また、原告は、上記各資料を基に、インボイスと購入者誓約書の内容を照合した「A輸出明細書」（甲14）を作成している。

これらの書類によれば、本件家電製品が本邦外に輸出されたことは明らかであり、本件家

電製品販売につき、消費税法7条2項の証明がなされていることは明らかである。

ウ 上記書類に記載された物品に、本件家電製品以外の物品が混入していたとしても、原告の輸出取引自体は否定されない。

また、上記輸出許可通知書には、EやF等、原告以外の名義のものが含まれているが、原告がE等の名義を借りていたにすぎず、実際の輸出者は原告であるから、名義の不一致は不自然なものとはいえない。

【被告の主張】

消費税法7条2項は「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡」に該当することにつき、財務省令で定めるところにより証明がなされたものである必要があると規定し、消費税法施行規則5条1項は、上記証明につき、当該資産の輸出に係る税関長から輸出の許可があったことを証する書類で、当該資産を輸出した事業者の氏名等、当該資産の輸出年月日、当該資産の品名並びに品目ごとの数量及び価額、当該製品の仕向地が記載されたもの等を保存することによる旨規定している。

原告は、本件家電製品販売につき、消費税法7条の適用がある旨主張するが、具体的にどの取引が同条の適用がある取引であるのかを特定せず、また、同条の適用を裏付ける上記書類等の提出もしないから、同条に基づく免税は認められない。

(3) 平成17年12月課税期間から平成19年12月課税期間における雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額について、推計の必要性及び合理性があるか（争点3）

【被告の主張】

ア 原告が提示した雑貨販売に係る帳簿書類等は、その内容が不正確で信頼性に乏しく、上記帳簿書類等によって原告の雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額について実額計算をすることは不可能であるから、平成17年12月課税期間から平成19年12月課税期間における雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額を把握する上で、推計の必要性が認められる。

イ 被告が行った推計の方法は、原告の仕入先に対して行った取引等の状況の照会に対する回答及び原告から提示を受けた請求書等の金額を集計することで確定した平成17年12月課税期間から平成19年12月課税期間における雑貨の販売に係る売上原価を、類似同業者の平均売上原価率で除した上、平均課税売上割合を乗じて当該課税期間における雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額を算定したものである。

そして、類似同業者の抽出は、業種、業態及び事業規模に類似性のある同業者を抽出したものであり、抽出過程に恣意性はなく、合理的であった。

以上によれば、平成17年12月課税期間から平成19年12月課税期間における雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額の推計は、合理性を有する。

なお、被告が本件訴訟で主張する、類似同業者の売上原価率及び平均売上原価率は別表7のとおり、類似同業者の課税売上割合及び平均課税売上割合は別表8のとおりであり、これらをもとに計算した平成17年12月課税期間から平成19年12月課税期間における雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額は別表9のとおりである。

【原告の主張】

ア 原告は、平成19年1月から同年12月における雑貨の販売について、合計7社（株式会社G、株式会社H、株式会社J、有限会社K、株式会社L、有限会社M、株式会社N）から

仕入れをしている。

原告は、雑貨の販売について、品目ごとに仕入価格に対する販売価格を決めているから、仕入価格から売上金額を把握することが可能である。原告は、雑貨の売上金額を把握するため、各商品について、仕入金額から売上金額を計算し、売上げノート（乙29）に記載している。また、請求書、領収書、仕入伝票等から、仕入金額・数量を集計し、これに基づき、仕入金額・売上金額を記載した仕入れ・売上メモを作成している（甲5）。

これらの書類は、原告における雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額を計算するに当たり十分に信頼することができ、これに下関税務署担当者による調査の結果や、原告や従業員からの聞き取り内容を加味すれば、本件各課税期間における雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額を実額計算することは可能である。

よって、平成17年12月課税期間から平成19年12月課税期間における雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額を把握する上で、推計の必要性はない。

イ 仮に、推計の必要性が認められるとしても、推計に当たっては、原告本人の一定期間の実績から得られた売上原価率等に基づき計算すべきである。すなわち、原告は、薄利多売で商売をしてきており、同業他社に比べ、売上原価率は極めて高いのに、下関税務署長が推計に当たり抽出した類似同業者には、売上原価率の低い業者も含まれているから、推計に当たってとられた売上原価率は低すぎるものとなっている。

以上によれば、平成17年12月課税期間から平成19年12月課税期間における雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額の推計は、合理的なものとはいえない。

(4) 本件各課税期間における一部の取引につき、消費税法30条による仕入額控除が認められるか（争点4）

【被告の主張】

消費税法30条1項に基づく課税仕入れに係る消費税額の控除を受けるためには、同条7項により、事業者において帳簿（同条8項）及び請求書（同条9項）等を保存していることが必要である。

そこで、原告につき、本件各課税期間に係る控除対象仕入税額を計算するに、上記要件を満たし、控除対象仕入税額となるものは、別表10-1から別表10-3の各「控除対象仕入税額」欄記載のとおりである。

他方、別表11-1から別表11-3の各取引については、課税仕入れに係る消費税額の控除を受けるに当たり、帳簿に記載すべき事項（課税仕入れの相手方の氏名又は名称、課税仕入れを行った年月日、課税仕入れに係る資産又は役務の内容、課税仕入れに係る支払対価の額）のいずれかの記載を欠くことから、消費税法30条1項の適用は認められず、課税仕入れに係る消費税額の控除はされない。

【原告の主張】

ア 原告が提示した課税仕入れに係る帳簿及び請求書等に不備があるとしても、原告は、上記帳簿等の不備について、下関税務署長に対して以下のとおり口頭で説明を行っている。

（ア）課税仕入れの相手方の氏名又は名称に記載漏れがある部分については、課税仕入れに係る資産又は役務の内容が「税理士報酬」であるものについては顧問税理士である丁、「駐車料」であるものについてはO、「支払手数料」であるものについては株式会社C銀行である旨、それぞれ口頭で説明した。

(イ) 課税仕入れを行った年月日に記載漏れが有る部分については、帳簿を提示してそれぞれ口頭説明を行っている。

(ウ) 課税仕入れに係る資産又は役務の内容の記載漏れがあるものについて、仕入れ先から資産の内容を識別し、課税仕入れの相手方が「(株) P」であるものについては家電製品に係る仕入であることを、「(株) L」であるものについてはクリームであることを口頭で説明した。

(エ) 課税仕入れに係る支払い対価の額については、帳簿に記載されている金額と同一である旨、口頭で説明した。

イ 下関税務署長は、平成19年9月課税期間、平成19年12月課税期間等につき、課税仕入れに係る消費税額の控除を一切認めていないが、上記期間において原告が仕入れを一切行わなかつたことはありえず、不合理である。

(5) 本件家電製品販売に係る消費税等につき、課税処分をすることが信義則違反に当たるか（争点5）

【原告の主張】

仮に、本件家電製品販売にかかる消費税につき、消費税法7条又は同法8条による免税が認められないとしても、下記ア～エの経緯に照らせば、下関税務署長が本件家電製品販売につき免税を認めず、本件消費税各更正処分及び本件消費税各賦課決定処分をしたことは信義則に違反するから、本件家電製品販売に係る消費税は、免税されるものとして扱うべきである。

ア 原告は、下関税務署の職員から勧められ、輸出物品販売場の許可申請をし、本件許可を受けた。その際、下関税務署からは輸出物品販売制度の説明を受けたが、輸出取引は消費税が免税になる旨説明があったのみで、対象物品について除外があるとの説明は受けていない。

イ 原告は、本件許可を受けてから、各賦課期日ごとに平成20年9月8日に至るまで、消費税の還付を受け続けてきた。各還付に関して、税務署等から訂正・指導を受けることはなかった。

ウ また、下関税務署長は、平成15年9月から平成16年5月までの期間、原告に対する調査を行ったが、上記調査において、原告は申告の不備を指摘されることはなく、「このまま頑張って下さい」という励ましを受けた。

エ 原告は、上記のような経緯から、下関税務署の対応を信頼して、従来どおりの納税方法を継続したものである。

【被告の主張】

原告の主張は、何ら証拠に基づくものではなく、原告が当該主張の根拠とするような事実は確認できない。

したがって、信義則の法理に関する原告の主張には全く理由がない。

(6) 平成19年分の雑貨の販売に係る売上金額につき、推計の必要性及び合理性があるか（争点6）

【被告の主張】

ア 前記(3)【被告の主張】ア記載のとおり、原告が提示した雑貨販売に係る帳簿書類等は、その内容が不正確で信頼性に乏しく、上記帳簿書類等によって平成19年分の雑貨の販売に係る売上金額について実額計算することは不可能であるから、平成19年分の所得税につき、雑貨の販売に係る売上金額を把握する上で、推計の必要性が認められる。

イ 被告が行った推計の方法は、原告の仕入先に対して行った取引等の状況の照会に対する回答及び原告から提示を受けた請求書等の金額を集計することで確定した平成19年分の雑貨の販売に係る売上原価2880万2164円を、類似同業者の平均売上原価率0.824（別表7「平成19年分」「平均」欄のとおり。）で除した上、平均課税売上割合を乗じて当該課税期間における雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額（3495万4082円）を算定したものである。

類似同業者の抽出は、業種、業態及び事業規模に類似性のある同業者を抽出したものであり、抽出過程に恣意性はなく、合理的であった。

以上によれば、平成19年分の雑貨の販売に係る売上金額の推計は、合理性を有する。

【原告の主張】

ア 前記(3)【原告の主張】ア記載のとおり、原告が作成した売上げノート等の書類は十分に信頼することができ、これに下関税務署担当者による調査の結果や、原告や従業員からの聞き取り内容を加味すれば、平成19年分の雑貨の販売に係る売上金額を実額計算することは可能である。

よって、平成19年分の雑貨の販売に係る売上金額を把握する上で、推計の必要性はない。イ 仮に、推計の必要性が認められるとしても、平成19年分の雑貨の販売に係る売上金額の推計は、合理的なものとはいえない。その理由は、前記(3)【原告の主張】イ記載のとおりである。

(7) 平成19年中に提出した消費税等の確定申告書に係る還付金は、平成19年分の所得税における雑収入に算入されるか否か（争点7）

【被告の主張】

事業者が税込経理方式によって記帳している場合、消費税等を含んだ総額を取引の対価として計上した上、還付を受ける消費税等がある場合には総収入金額に算入し、納付すべき消費税等がある場合にはそれを必要経費に算入することとなる。

原告は、税込経理方式によって帳簿等の記帳をしていることが認められる。したがって、平成19年中に提出した消費税等の確定申告書に係る還付金は、同年分の雑収入となる。

【原告の主張】

還付を受ける消費税については、もとより負担すべきでないものを、原告が立替払いしていくにすぎず、当該消費税が還付されることは当然に予定されていたものである。したがって、平成19年中に提出した消費税等の確定申告書に係る還付金は、同年分の雑収入には算入されない。

第3 当裁判所の判断

1 前提事実に証拠（甲10〈一部〉、16、乙7、8、18～21、28～31、33～44、証人丙〈一部〉。なお、枝番のあるものは枝番を含む。）及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 本件家電製品の販売状況

ア 原告は、本件家電製品を販売する際、購入者誓約書を作成し、保存していた。原告が本件家電製品販売において作成・保存していた購入者誓約書（以下「本件購入者誓約書」という。）には、それぞれ、「下記の物品は、日本から最終的には輸出するものとして購入し、日本で処分しないことを誓約します。」との文言が記載された「署名」、「販売者氏名」、「上陸地」、

「旅券等の種類」、「番号」、「国籍」、「購入年月日」、「上陸年月日」、「購入者氏名及び生年月日」、「品名」、「数量」、「単価」及び「販売価格」等の各欄が存在する。

イ 本件購入者誓約書によれば、原告が本件各課税期間において行った本件家電製品の販売状況は以下のとおりである（なお、各取引の詳細は、別表12のとおりである。）。

(ア) 原告において、本件各課税期間に本件家電製品を購入した者のうち、購入者誓約書の記載に不備のある取引に係る購入者（以下「本件記載不備購入者」という。）を除く者については、購入者誓約書の「署名」、旅券等の「番号」及び「購入者氏名及び生年月日」各欄の記載内容から、戊（以下「戊」という。）、Q（以下「Q」という。）、R（以下「R」という。）、S（以下「S」という。）、T（以下「T」という。）、U（以下「U」という。）、V（以下「V」という。）、W（以下「W」という。）、X（以下「X」という。）、Y（以下「Y」という。）、旅券番号がfの者（以下「f」という。）、及び、旅券番号がgの者（以下「g」という。）の合計12名（以下、総称して「本件購入者ら」という。）であると特定される。

(イ) 本件家電製品販売に係る販売金額総合計は、8億0619万3320円（本件購入者誓約書に記載された販売金額を合計したものである。）であるところ、本件購入者らに対する販売金額の合計は7億8307万7520円であり、約97%を占めている。

本件購入者ら各人への、本件家電製品の販売状況は、以下のa～1のとおりである。

a 戊への販売状況

原告の戊に対する本件家電製品の販売状況は、別表13の「戊」欄のとおりであり、その販売回数は106回である。主な販売製品及びその金額は、デジタルカメラ等が7041台で販売金額が3億1867万2100円、シェーバーが8600台で販売金額が1276万2000円、ゲームが811台で販売金額が1608万3700円、デジタルビデオカメラが105台で販売金額が936万8900円、プリンタが280台で販売金額が291万2000円、水筒（家電製品であるとは認め難いが、購入者誓約書が作成されているため、本件家電製品に含めて取り扱う。以下同じ。）が1956個で販売金額が237万3960円であり、合計販売金額は3億6304万8160円である。

b Qへの販売状況

原告のQに対する本件家電製品の販売状況は、別表13の「Q」欄記載のとおりであり、その販売回数は21回である。主な販売製品及びその金額は、デジタルカメラ等が1263台で販売金額が6310万8300円、シェーバーが700台で販売金額が109万2000円、ゲームが301台で販売金額が566万1200円、水筒が416個で販売金額が50万7280円であり、合計販売金額は7111万6780円である。

c Rへの販売状況

原告のRに対する本件家電製品の販売状況は、別表13の「R」欄のとおりであり、その販売回数は28回である。主な販売製品及びその金額は、デジタルカメラ等が2197台で販売金額が9387万8200円、シェーバーが1000台で販売金額が152万円、ゲームが94台で販売金額が200万4800円、デジタルビデオカメラが39台で販売金額が373万7000円、水筒が316個で販売金額が38万5

440円であり、合計販売金額は1億0170万6640円である。

d Sへの販売状況

原告のSに対する本件家電製品の販売状況は、別表13の「S」欄のとおりであり、その販売回数は1回である。主な販売製品及びその金額は、デジタルカメラ等が241台で販売金額が623万9100円、シェーバーが1300台で販売金額が191万1000円であり、合計販売金額は817万2100円である。

e Tへの販売状況

原告のTに対する本件家電製品の販売状況は、別表13の「T」欄のとおりであり、その販売回数は18回である。販売製品及びその金額は、デジタルカメラ等が888台で販売金額が5273万8220円、ゲームが217台で販売金額が441万3800円、デジタルビデオカメラが16台で販売金額が119万4000円、水筒が1116個で販売金額が135万4320円であり、合計販売金額は5970万0340円である。

f Uへの販売状況

原告のUに対する本件家電製品の販売状況は、別表13の「U」欄のとおりであり、その販売回数は8回である。販売製品及びその金額は、デジタルカメラ等が489台で販売金額が2251万9100円、ゲームが42台で販売金額が76万9200円であり、合計販売金額は2328万8300円である。

g Vへの販売状況

原告のVに対する本件家電製品の販売状況は、別表13の「V」欄のとおりであり、その販売回数は15回である。販売製品及びその金額は、デジタルカメラ等が866台で販売金額が3922万8700円、シェーバーが1600台で販売金額が235万2000円、ゲームが138台で販売金額が278万7100円、デジタルビデオカメラが29台で販売金額が269万4700円であり、合計販売金額は4706万2500円である。

h Wへの販売状況

原告のWに対する本件家電製品の販売状況は、別表13の「W」欄のとおりであり、その販売回数は2回である。主な販売製品及びその金額は、デジタルカメラ等が138台で販売金額が663万3900円であり、合計販売金額は667万9260円である。

i Xへの販売状況

原告のXに対する本件家電製品の販売状況は、別表13の「X」欄のとおりであり、その販売回数は21回である。主な販売製品及びその金額は、デジタルカメラ等が1456台で販売金額が5087万0200円、シェーバーが4080台で販売金額が599万7600円、ゲームが138台で販売金額が122万8000円であり、合計販売金額は6089万0200円である。

j Yへの販売状況

原告のYに対する本件家電製品の販売状況は、別表13の「Y」欄のとおりであり、その販売回数は10回である。主な販売製品及びその金額は、デジタルカメラ等が394台で販売金額が1458万7100円、シェーバーが200台で販売金額が29

万4000円、ゲームが55台で販売金額が103万0300円、デジタルビデオカメラが33台で販売金額が240万3000円であり、合計販売金額は1866万9400円である。

k fへの販売状況

原告のfに対する本件家電製品の販売状況は、別表13の「f」欄のとおりであり、その販売回数は1回である。販売製品及びその金額は、デジタルカメラ等が77台で販売金額が493万5500円、シェーバーが600台で販売金額が88万2000円であり、合計販売金額は581万7500円である。

l gへの販売状況

原告のgに対する本件家電製品の販売状況は、別表13の「g」欄のとおりであり、その販売回数は4回である。販売製品及びその金額は、デジタルカメラ等が143台で販売金額が1364万7100円、プリンタが300台で販売金額が312万0000円、水筒が132個で販売金額が15万9240円であり、合計販売金額は1692万6340円である。

(ウ) 本件購入者誓約書のうち、本件記載不備購入者との取引（別表12の「購入者」欄に「本件記載不備購入者」とある取引）に係るものにおいては、以下のとおり、記載に不備がある。

a 平成18年3月5日における取引に係る購入者誓約書

「署名」欄には「Z」との一字が記載されているのみで、「国籍」欄には「コリア」と記載されているものの、旅券等の「番号」及び「購入者氏名及び生年月日」の各欄の記載はない。

b 平成18年3月8日における取引に係る購入者誓約書

「署名」欄には「a」との一字が記載されているのみで、「国籍」欄には「コリア」と記載されているものの、旅券等の「番号」及び「購入者氏名及び生年月日」の各欄の記載はない。

c 平成18年3月15日における取引に係る購入者誓約書

「署名」欄には漢字と思われる一字が記載されているのみで、「国籍」欄には「コリア」と記載されているものの、旅券等の「番号」及び「購入者氏名及び生年月日」の各欄の記載はない。

d 平成18年3月16日における取引に係る購入者誓約書

「署名」欄には「Z」との一字が記載されているのみで、「国籍」欄には「コリア」と記載されているものの、旅券等の「番号」及び「購入者氏名及び生年月日」の各欄の記載はない。

e 平成18年3月20日における取引に係る購入者誓約書

「署名」欄には「b」との一字が記載されているのみで、「国籍」欄には「コリア」と記載されているものの、旅券等の「番号」及び「購入者氏名及び生年月日」の各欄の記載はない。

f 平成18年3月26日における取引に係る購入者誓約書

「署名」欄には「Z」との一字が記載されているのみで、「国籍」欄には「コリア」と記載されているものの、旅券等の「番号」及び「購入者氏名及び生年月日」の各欄の

記載はない。

g 平成18年3月30日における取引に係る購入者誓約書

「署名」欄には「a」との一字が記載されているのみで、「国籍」欄には「コリア」と記載されているものの、旅券等の「番号」及び「購入者氏名及び生年月日」の各欄の記載はない。

ウ 下関税務署の調査担当者は、平成20年4月4日以降、原告に対する税務調査（以下「本件調査」という。）を実施した。丙は、本件調査において、本件家電製品販売に関し、以下のとおり供述した。

（ア） 本件家電製品の購入者について、平成20年6月20日の調査の際、「ここ5～6年ぐらいは10人弱ぐらいの方が来ます。以前はもっとたくさんの方が来たと記憶しています。」と述べ、一般の観光客が購入することはないのかという調査担当者の問い合わせに対しては、「昔はあったと思いますが、ここ5～6年はほとんどなかったと思います。」旨供述した。

（イ） 本件家電製品の販売に係る売上金額の決済方法につき、平成20年6月20日の調査の際、「全額をその場で払うお客様はほとんどいません。現金払いがほとんどですが、中には振込みを希望する方もいるのでここ3～4年は受付けています。」、同年7月29日の調査の際、「現金が中心で中には振込を希望する方がいるのでここ3年ぐらいは振込の方もいます。」と供述した。

（ウ） 購入記録票の旅券等への貼付につき、平成20年7月16日の調査の際、「前回税務署の方が来られた時に言われてませんので、貼っていません。」「（割印をすることについて）知りませんでした。」と供述し、平成20年6月からは作成した購入記録票を旅券等に貼付しているが、それ以前には行っていない旨申述している。

エ 本件調査における調査担当者は、C銀行今浦支店、A・甲名義の普通預金口座（口座番号）に、本件家電製品の販売に係る売上金額と推認される振込みがあることを確認すると共に、当該振込の名義人はいずれも本件購入者らの名義ではないことを確認した。

（2） 本件家電製品に係る輸出関係書類の提出状況等

ア 原告は、異議申立て及び審査請求時において、本件家電製品販売が消費税法7条に規定する輸出に該当することを証明する書類として、次の書類を提示した。

（ア） 平成16年10月から平成20年8月までの間の輸出に係る輸出許可通知書（輸出物品の品名、品名ごとの数量、価額などが記載されたインボイスが添付されたもの）
審査請求の審理担当者において、上記輸出許可通知書のうち、本件各課税期間に係る輸出許可通知書（以下「本件輸出許可通知書」という。）は175件であること、そのうち、本件輸出許可通知書の輸出者の名義については、原告名義のもの（平成17年10月25日から平成18年7月25日までの期間に輸出申告されたもの。）が52件であり、残りの123件の内訳は、E名義のものが111件、F名義のものが6件、d名義のものが6件であることがそれぞれ確認されている。

丙は、異議申立てにおける異議審理担当者に対し、E名義の輸出許可通知書につき、輸出であることを証明するためにどうしたらよいかEに相談したところ、書類を貸してあげると言われたため、Eから借りてきたものである旨供述した。

（イ） 平成16年10月から平成20年8月までの間の輸出に係るパッキングリスト及び

船荷証券の写し

(ウ) 輸出に係る通関業者である有限会社eからの通関手数料等の請求書

(エ) 「A輸出明細」と題する書類

原告が、本件購入者誓約書に記載された物品が本邦からの輸出として譲渡されたことを証明するため、本件購入者誓約書に記載された物品が、本件輸出許可通知書に添付されたインボイス上のどの物品に対応するのかを一覧表にしたものである。

イ 原告の子である乙は、異議申立てに係る調査を受けた際、調査担当者に対して、販売した商品の輸出に関して以下のとおり供述した。

(ア) Aに外国人の客が来て、商品の注文を受けた時点で購入者誓約書を作成し、それに基づいて代金を受け取り、その後商品がそろったら、相手に送っている。

(イ) 商品はコンテナで送っており、コンテナに空きがあった場合は、他の免税店で購入した商品を同梱することもある。したがって、インボイスに記載されている商品全てが、Aが販売したものではない。

(ウ) 購入者誓約書に記載された商品の98%くらいは輸出している。

ウ 原告は、本件訴訟において、平成16年11月25日付けの有限会社eの請求書（甲16の1）、申告年月日を同日とする原告名義の輸出許可通知書（甲16の2）、同日付けインボイス（甲16の3）、同日付けパッキングリスト（甲16の4）、同日付け船荷証券写し（甲16の5・16の6）、及び、前記ア(エ)の「A輸出明細」と題する書類をそれぞれ書証として提出するが、これ以外の輸出許可通知書等の輸出関係書類については提出していない。

(3) 雑貨の販売に係る帳簿書類等の提出状況等

ア 原告が、本件調査において、調査担当者に対して提示した雑貨の販売に係る帳簿書類等は、以下のとおりである。

(ア) 雑貨の販売に係る1年分の仕入先ごとの仕入金額及び売上金額が記載されたメモ（乙28。以下「本件売上げメモ」という。）

本件売上げメモは、丙が作成したもので、平成17年分の仕入先ごとの1年間の仕入（税込）の合計金額、当該仕入先からの仕入に係る雑貨販売における純利益の金額及び売上げの合計金額、並びに、平成18年分の仕入先ごとの1か月又は1年間の仕入の合計金額及び1か月又は1年間の売上げの合計金額が記載されている。なお、平成19年分については、提示がされていない。

(イ) 雑貨の販売に係る売上金額を記載したノート（乙29。以下「本件売上げノート」という。）

丙が、平成19年分の売上げメモをなくしたとして、本件調査の開始後に「株式会社J」及び「株式会社G」から仕入れた商品に対する売上金額を書きまとめて作成したものである。

(ウ) 雑貨の販売に係る売上帳（乙30。以下「本件雑貨売上帳」という。）

原告の顧問税理士である丁が作成したものであり、当該売上帳には、平成18年分の日々の売上げが仕入先ごとに記載されている（ただし、一部は、1か月の売上げの合計金額がまとめて記載されている）。

イ 丙は、平成20年12月16日、本件調査の調査担当者に対し、雑貨の実際の日々の売上げを記載したもののが保存について問われた際に、「メモはしていましたが、接客に忙しく、

書きもれ、書き間違いがあつても困るので集計はせず捨てました。」と供述し、雑貨の販売に係る帳簿書類等についても、自らが記載したものは、本件売上げメモ及び本件売上げノート以外は残っていない旨、本件売上げメモに記載された雑貨の売上げ金額については、仕入の納品書の仕入数量に売値を掛けて計算したものを集計したものである旨供述している。

(4) 原告は、本件調査において、調査担当者に、本件各課税期間における仕入額控除に関する帳簿等（本件電化製品販売及び雑貨販売に係る仕入等が記載されたもの。）を提出した。上記帳簿に記載のある仕入の中には、課税仕入れの相手方の氏名又は名称、課税仕入れを行った年月日、課税仕入れに係る資産又は役務の内容、課税仕入れに係る支払対価の額のいずれかの記載を欠くものが存在し、その詳細は別表11-1から別表11-3のとおりである。

(5) 被告による消費税及び所得税の推計

ア 広島国税局長は、平成22年11月10日付け「『同業者調査票』の作成及び提出について（指示）」により、下関税務署長に対し、下記(ア)～(オ)の抽出基準を示した上、同基準に合致する対象者について、平成17年分から平成19年分を対象とし、平成22年11月19日までに、所定の様式により、売上金額、売上原価の額、売上原価率、課税資産の譲渡等の対価の額及び課税売上割合を記載した「同業者調査票」を作成の上、報告することを求めた。

(ア) 下関税務署管内において、平成17年分から平成19年分（以下「各年分」という。）において、他に分類されない飲食料品小売業（日本標準産業分類：大分類I=卸売業、小売業、中分類58=飲食料品小売業、小分類589=その他の飲食料品小売業、細分類5899=他に分類されない飲食料品小売業。以下「対象業種」という。）を営む者であること。ただし、次のa又はbに該当する者は除く。

- a 各年分の中途において、開廃業、休業又は業態を変更した者
- b 各年分の所得税及び消費税等について、更正又は決定が行われた者のうち、国税通則法又は行政事件訴訟法の規定による不服申立期間又は出訴期間が経過していない者並びにこれらの争訟が係属している者

(イ) 下関市内に事業所を有すること。

(ウ) 各年分において、所得税法143条（青色申告）の承認を受けており、所得税青色申告決算書を提出している者であること。

(エ) 各年分において、対象業種に係る年間の売上原価の額が、いずれも次の範囲内にあること

- a 平成17年分
769万6000円以上3078万4000円以下
- b 平成18年分
1140万6000円以上4562万4000円以下
- c 平成19年分
1440万1000円以上5760万4000円以下

なお、上記売上原価の範囲は、原告の当該各年分の雑貨の販売に係る売上原価（原告の各仕入先に対して行った取引等の状況の照会に対する回答及び原告から提示を受けた請求書等の金額を集計したものであり、その詳細は、別表14-1～14-3のとおりである。）の2分の1から2倍までの金額を対象としたものである（ただし、1000円未満

の端数を切り捨てたもの。)。

(才) 各年分において他の事業を兼業していない者。

イ 下関税務署長は、上記アの通達に基づき、別表7及び別表8に記載のある6名の類似同業者（以下「本件類似同業者」）を抽出し、広島国税局長に対し、平成22年11月18日付で同業者調査票をもって回答した。本件類似同業者に係る平成17年から平成19年における売上原価率は別表7のとおり、課税売上割合は別表8のとおりであり、これに基づき算出した平均売上原価率及び平均課税売上割合は、別表7及び別表8の各「平均」欄記載のとおりである。

2 爭点1（本件家電製品販売に係る消費税につき、消費税法8条による免税が認められるか）について

(1) 前記認定のとおり、原告は、住所地（山口県下関市）において、「A」の屋号で、家電製品や雑貨の販売業を営み、本件各課税期間において本件家電製品を販売したものであり、当該販売は、国内において事業者が行った課税資産の譲渡等に当たる。そこで、以下、原告における本件家電製品販売に係る消費税につき、消費税法8条による免税が認められるか否かにつき検討する。

(2) 消費税法8条1項は、輸出物品販売場において、非居住者に対し政令で定める物品で輸出するため所定の方法で購入されるものを譲渡する場合、事業者に対し消費税を免除する旨を定め、消費税法施行令18条1項は、上記物品を、「通常生活の用に供する品」と規定するところ、「通常生活の用に供する物品」とは、当該非居住者が通常の生活において用いようとする物品を指すのであって、その者が国外における事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は含まれないと解するのが、消費税法7条の定める輸出免税制度のほかに輸出物品販売場による免税制度を設けた趣旨に照らし相当である。

これを本件についてみると、前記1(1)のとおり、本件家電製品販売につき特定されている本件購入者らは12名であるところ、これらの者の本件各課税期間における合計購入金額は、戊は3億6304万8160円、Qは7111万6780円、Rは1億0170万6640円、Sは817万2100円、Tは5970万0340円、Uは2328万8300円、Vは4706万2500円、Wは667万9260円、Xは6089万0200円、Yは1866万9400円、fは581万7500円、gは1692万6340円と、いずれも極めて多額であること、本件購入者らのうちS、f以外は本件家電製品を複数回にわたり購入しており、中でも、戊、Q、R、T、V、X及びYの購入回数は、いずれも10回以上あって、反復継続的に購入していたことが認められること、S、fの購入回数は1回であるものの、Sはデジタルカメラ等241台（販売金額623万9100円）及びサーバー1300台（販売金額191万1000円）を、fはデジタルカメラ等77台（販売金額493万5500円）及びサーバー600台（販売金額88万2000円）を購入するなど、いずれも多量の同種商品を購入していること、本件家電製品販売においては、購入者が購入の時点で販売代金の全額を現金で支払うことは稀であり、後日、原告の口座に振り込む方法もとられていたこと、上記方法により販売された本件家電製品については、振り込まれた販売代金の振込名義人は本件購入者らではなかったことがそれぞれ認められる。

上記のような販売状況（販売回数、販売数量及び販売金額）からすると、本件購入者らが土産物にする目的で本件家電製品を購入したものとは到底考えられない上、上記販売状況や、本

件家電製品の一部につき後日の振込みという方法が用いられ、その場合の振込名義人が本件購入者らではないことからすると、本件購入者らは家電製品の買い付けを行う事業者であると推認するのが相当であることにも照らせば、本件購入者らは、本件家電製品を通常の生活において用いようとする物品として購入しようとしたのではなく、事業用又は販売用に購入したことが明らかであるというべきである。

したがって、原告が本件購入者らに対して行った本件家電製品の販売については、通常生活の用に供する物品の譲渡に当たらず、消費税法8条1項にいう政令で定める物品の譲渡に該当しない。

- (3) また、前記第2の3(2)のとおり、購入者誓約書には、「販売者氏名」、「上陸地」、「旅券等の種類」、「番号」、「国籍」、「購入年月日」、「上陸年月日」、「購入者氏名（活字体）及び生年月日」、「品名」、「数量」、「単価」及び「販売価額」を記入するものとされているところ、前記認定1イ(ウ)のとおり、本件記載不備購入者に係る購入者誓約書には、いずれも「署名」欄には漢字一文字が記載されているのみで、「国籍」欄には「コリア」と記載されているものの、旅券等の「番号」及び「購入者氏名及び生年月日」の各欄の記載はいずれもされていないことが認められ、このような記載では、上記各取引についての購入者（当該購入者誓約書を原告に提出した者）が非居住者であるか否かを判断することができない。原告は、本件訴訟においても本件記載不備購入者が非居住者であることの具体的な主張立証をしないから、本件記載不備購入者に対する本件家電製品の販売については、消費税法8条1項にいう非居住者に対する譲渡には当たらないというべきである。
- (4) 以上のとおり、本件家電製品の販売のうち、本件購入者らに対して行われたものについては、消費税法8条1項にいう政令で定める物品の譲渡に該当せず、本件記載不備購入者に対して行われたものについては、同項にいう非居住者に対する譲渡には当たらないから、いずれについても、消費税法8条1項の適用はない。よって、本件家電製品販売に係る消費税につき、消費税法8条による免税は認められない。

3 争点2（本件家電製品販売に係る消費税につき、消費税法7条による免税が認められるか）について

- (1) 消費税法7条1項による消費税の免除が認められるには、同条2項によりその課税資産の譲渡等が、輸出として行われる資産の譲渡等に該当することにつき、財務省令で定めるところによる証明が必要であり（同条2項）、具体的には、税関長から交付を受ける輸出の許可があったことを証する書類や、輸出の事実を当該税関長が証明した書類等を保存する必要がある（消費税法施行規則5条1項）。

これを本件についてみると、前記認定1(2)のとおり、原告が異議申立て及び審査請求時に提出した本件各課税期間に係る輸出許可通知書（175件）のうち、原告名義のものは52件のみで、残りはE等の他社名義であったことが認められ、原告名義の52件以外は原告名義で輸出の申告がされたものではないから、当該輸出許可通知書は、税関長が原告に対して輸出の許可をしたものとみることはできない。

原告名義での輸出許可通知書については、国税不服審判所の裁決（乙8）において、購入者誓約書に記載された電化製品の「品名」、「数量」、「単価」及び「販売価格」と原告名義の輸出許可通知書に記載されたそれらが一致すべきであるのに全てが一致するインボイス上の取引が存在しないなどとして、実際に輸出されたか否かは明らかでないとされた。原告は本件訴訟

においても、本件家電製品販売のうちどの取引が消費税7条の適用を受けるのかを特定せず、上記書類等に該当する書証を提出しないなど、本件家電製品販売が消費税法7条の適用を受けることについて具体的な主張立証をしないから、本件家電製品販売が消費税法7条1項の適用を受けると認めることはできない。

原告は、本件訴訟において、平成16年11月25日付けのインボイスや、同日を申告年月日とする原告名義の輸出許可通知書等を書証として提出する（甲16の1～16の6）が、作成日等に照らし、これらが本件各課税期間における本件家電製品販売と関連しないことは明らかである。

(2) 原告は、インボイス等に記載された物品に本件家電製品以外の物品が混入していたとしても、また、輸出許可通知書にEやF等、原告以外の名義のものが含まれているとしても、原告が本件家電製品を輸出したことは間違いないとの趣旨の主張をする。

しかしながら、乙（原告の子であり、従業員）は、調査の際にインボイスに記載されている商品全てが原告が販売したものではないと申述したことが認められる上、丙が、購入者誓約書に記載のある商品は、購入者が携行するか、原告が輸出するか、いずれかの方法で国外に持ち出されているが、どの商品がいずれの方法で持ち出されたのかは区別できない旨証言していることにも照らすと、仮に本件家電製品の中に原告が輸出したものが含まれるとしても、それを特定することはできない。結局、本件家電製品につき消費税法7条2項の証明はないといわざるをえず、原告の上記主張は採用できない。

(3) また、原告は、本件家電製品に係る購入者誓約書とインボイスとを照合した書類として、A輸出明細（甲14）を提出するが、これをもって本件家電製品販売について消費税施行規則5条1項に定める書類等の存在を裏付けることはできない上、丙は上記輸出明細は丙が記憶に基づいて作成したものであり、記載ミスがあると思う旨証言していることや、前記(2)のとおり、仮に本件家電製品の中に原告が輸出したものが含まれるとしても、それを特定することはできないことからすると、上記輸出明細をもって、本件家電製品販売について消費税法7条2項の証明がなされたものとは認められない。

(4) 以上によれば、本件家電製品販売について消費税法7条2項の証明がなされておらず、したがって、同条1項による消費税の免除を認めることもできない。

4 爭点3（平成17年12月課税期間から平成19年12月課税期間における雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額について、推計の必要性及び合理性があるか）について

(1) 推計の必要性について

ア 税務署長が申告された又は無申告の所得税の課税標準や税額等について更正又は決定をするに当たっては、直接資料を用いて把握した所得の実額をもってすべきであるが、所得の実額を把握することができない場合においても、租税負担公平の原則上、更正又は決定をすることを回避又は放棄することは許されないから、高度の信頼性を付与されている青色申告にかかる更正の場合を除き、間接的な資料によって所得を認定して更正又は決定をしなければならない。所得税法156条は、この趣旨を規定したものである。

上記制度趣旨に照らせば、推計課税は、納税義務者が帳簿書類等を備え付けていない場合や、帳簿書類等の内容が不正確で信頼性に乏しい場合、納税義務者が税務調査に際し帳簿書類等の提出を拒む等した場合等、直接資料に基づき納税義務者の所得金額等を的確に算定することができず、推計の必要性が認められる場合に、許容されるというべきである。

なお、消費税法には、所得税法156条のように、推計課税を認める直接の規定はないものの、課税のための十分な直接資料がない場合に、課税をすることができないとすることは租税負担公平の原則に照らし許されないことは消費税も所得税も同様であるから、上記のような推計の必要性が認められれば、消費税についても推計課税を行うことができると解するのが相当である。

イ 前記認定の事実によれば、①原告は本件調査の際、雑貨の販売に係る帳簿書類等として、平成17年分及び平成18年分の本件売上げメモ、平成19年における株式会社J及び株式会社Gから仕入れた商品に係る売上げを記載した本件売上げノート、並びに、本件雑貨売上帳を提出したこと、②本件売上げメモは、丙が本件調査の開始後に「株式会社J」及び「株式会社G」から仕入れた商品に対する売上金額につき作成したものであること、③丙は、調査担当者に対し、雑貨の実際の日々の売上げを記載したものにつき、メモはしていたが集計はせず捨てたことや、本件売上げメモに記載された雑貨の売上金額につき、仕入の納品書の仕入数量に売値を掛けて計算したものを集計したものであることを述べていたことが認められる。

これらからすると、原告は、日々の売上を記載したメモについては廃棄した上で、仕入数量から雑貨の売上金額を概算し、本件売上げメモを作成したに過ぎないから、本件売上げメモに記載のある雑貨の売上金額は、平成17年及び平成18年における雑貨の売上金額を正確に反映したものではないというべきである。また、本件売上げノートは、2社の仕入先につき、本件調査の開始後に作成されたものであって、その原始記録の控えもないから、これにより平成19年における雑貨の売上金額を的確に把握することは困難である。原告においては、結局、平成17年から平成19年における雑貨の売上金額を把握しうる帳簿等の資料は存在しないといわざるを得ない。

以上によれば、平成17年12月課税期間から平成19年12月課税期間における販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額につき、直接資料に基づき的確に算定することは不可能であるから、上記対価の額について、推計の必要性があったと認められる。

ウ この点、原告は、売上金額を実額で把握することができる旨主張するが、どのようにして上記帳簿等に基づき実額を把握しうるのかにつき何ら具体的な主張立証をせず、前記判断を覆すに足る事情を認めることはできないから、上記主張を採用することはできない。

(2) 推計の合理性について

ア 前記認定1(5)のとおり、下関税務署長は、広島国税局長の通達に基づき、平成17年分から平成19年分において飲食料品小売業を営んでいること、下関市内に事業所を有していること、各年分において青色申告の承認を受けていること、年間の売上原価の額が、原告の当該各年分の雑貨の販売に係る売上原価の2分の1から2倍までの金額であること等の条件を満たす者を、原告の類似同業者として抽出したことが認められる。

これによれば、本件における類似同業者の抽出基準は、業種が原告における雑貨販売に係る事業と類似し、事業所の近接性及び事業規模の類似性の点において、同業者の類似性を判別する要件として合理的なものと認められる。そして、下関税務署長は、広島国税局長の通達に基づき、上記抽出基準を満たす者を全て抽出したものであって、その抽出過程に恣意性も認められない。加えて、本件類似同業者はいずれも、財務省令で定めるところにより帳簿書類を備え付け、取引を記録し、保存することが義務づけられている青色申告者であって、

平成17年分から平成19年分の所得税及び消費税等について、更正に対し不服申立て等をしている者が除外されることにも照らすと、推計に用いる各種数値の算出根拠となる資料の正確性も担保されているということができる。本件類似同業者の数は6名であり、同業者の個別性を平均化するに足る抽出件数であることをも考慮すると、被告の主張する推計の方法には合理性があると認められる。

イ この点、原告は、被告の推計には合理性がない旨主張し、その理由として、本件類似同業者と異なり、原告の売上原価率が極めて高い旨主張する。しかしながら、推計課税が認められる趣旨に照らせば、類似同業者の平均値により推計課税を行う場合、業種、業態、事業所の近接性、事業規模等の基本的な要因において類似同業者の抽出が合理的なものである限り、類似同業者間に通常存在する程度の個別的な営業諸条件の差異は、それが推計を不合理ならしめる程度に顕著なものでない限り、平均値を算出する過程で捨象されるものとして、斟酌することを要せず、そのような顕著な差異については、推計課税の合理性を争う原告において立証することを要するものと解するのが相当である。これを本件についてみると、前記のとおり、本件類似同業者の抽出基準は合理的なものと認められ、他方、原告は自己の売上原価率が高いことについて具体的な立証をせず、原告と本件類似同業者との間に推計を不合理ならしめる程度に顕著な差異があるとはいえないから、原告の上記主張は採用できない。

5 争点4（本件各課税期間における一部の取引につき、消費税法30条による仕入額控除が認められるか）について

(1) 前記認定1(4)のとおり、原告が本件調査において提出した帳簿等においては、別表11-1から別表11-3の各取引につき課税仕入れの相手方の氏名又は名称、課税仕入れを行った年月日、課税仕入れに係る資産又は役務の内容、課税仕入れに係る支払対価の額のいずれかの記載がなく、これらの各取引については、消費税法30条8項が定める帳簿記載事項を欠くものと認められる。したがって、上記各取引については、消費税法30条1項の適用はなく、同項による仕入額控除は認められない。

(2) この点、原告は、帳簿の記載不備については、下関税務署長に対して口頭で説明を行った旨主張する。しかしながら、消費税法が帳簿又は請求書等の記載事項について規定する帳簿の記載事項について消費税法が厳格な要件を規定しているのは、大量かつ反復性を有する消費税の申告及び課税処分において、帳簿等それ自体によって、税務署長等が課税仕入れに係る消費税額を適正かつ迅速に把握し、効率的な税務調査を実現することを目的としているからであり、上記趣旨に照らせば、帳簿の記載に不備があることについて、後日口頭で説明を行ったことをもって、消費税法30条7項の帳簿の保存がなされていたものと扱うことはできないというべきである。したがって、原告の上記主張は採用できない。

(3) また、原告は、下関税務署長が平成19年9月課税期間及び平成19年12月課税期間等につき課税仕入れに係る消費税額の控除を一切認めていないことについて、上記期間において原告が仕入れを一切行わなかったことはありえない旨主張するが、被告は帳簿の不備をもって消費税法30条の仕入額控除を否定しているに過ぎず、原告が仕入れをしたことを否定するものではないから、原告の上記主張は失当である。

6 争点5（本件家電製品販売に係る消費税等につき、課税処分をすることが信義則違反に当たるか）について

(1) 租税法規に適合する課税処分について、法の一般原理である信義則の法理の適用により、

右課税処分を違法なものとして取り消すことができる場合があるとしても、租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、上記法理の適用については慎重でなければならず、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に、初めて上記法理の適用の是非を考えるべきものである（最高裁第三小法廷昭和62年10月30日判決・集民152号93頁参照）とされる。

- (2) 原告は、本件家電製品販売に係る消費税等につき、①原告は輸出物品販売場制度による免税について、対象物品に除外がある等の説明を受けていないこと、②原告は、これまで消費税の還付を受け続けてきたこと、③平成15年頃における下関税務署の調査の際、担当者から「このまま頑張って下さい」と励ましを受けたこと、④原告は、上記のような下関税務署の担当者の対応を信頼していたこと等から、消費税法7条や8条による免除をすることなく課税処分をすることは、信義則に反する旨主張する。

しかしながら、仮に、下関税務署担当者による輸出物品販売場制度の詳しい説明がなかったとしても、それ自体が不適切な対応であるとまではいえないし、申告に係る納付（還付）されるべき消費税等の金額に誤りがある場合に、更正処分等がなされることは法が当然に予定するところであるから、単に原告が従前消費税の還付を受けてきた事実をもって、下関税務署長の対応が信義に反するといえないことは明らかである。さらに、下関税務署の担当者から励ましを受けるなどして、原告による信頼が形成された旨の主張については、これを裏付ける客観的証拠はなく、他に、本件において納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者である原告の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情の存在は伺われない。むしろ、丙の証言から、丙は、原告が輸出物品販売場の申請をする前に、丁税理士から、「輸出物品販売場制度について」というパンフレット（甲11）を受領して読んでいたこと、上記パンフレットには、輸出物品販売場制度の対象物品につき、非居住者が国外における事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は含まれない等、上記制度による免税を受けるための要件が記載されていることが認められるのであって、これらからすると、原告は、消費税法8条による免税を受けるための要件を知りうる状況にあったのであるから、そもそも原告において、保護に値するような信頼が形成されていたとは認められない。

以上によれば、原告の上記主張は採用できない。

- 7 爭点6（平成19年分の雑貨の販売に係る売上金額につき、推計の必要性及び合理性があるか）について
- (1) 前記4(1)のとおり、原告においては、平成19年における雑貨の売上金額を把握しうる帳簿等の資料は存在しないことが認められるから、平成19年分の雑貨の販売に係る売上金額につき、直接資料に基づき的確に算定することは不可能であると認められ、上記売上金額について、推計の必要性があったということができる。
- (2) 前記4(2)のとおり、下関税務署長における本件類似同業者の抽出は合理的になされたものと認められ、他に被告の主張する推計方法が不合理であることを裏付ける事情も認められない。したがって、平成19年分の雑貨の販売に係る売上金額について、被告の主張する推計には合理性が認められる。
- 8 爭点7（平成19年中に提出した消費税等の確定申告書に係る還付金は、平成19年分の所得

税における雑収入に算入されるか否か)について

- (1) 事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く）をいい（所得税法27条1項）、その金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した額をいうものとされる（同条2項）。一般に、収入金額とは、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額とするものとされ（所得税法36条1項）、収入すべき金額とは、収入する権利の確定した金額をいうものと解すべきである。
 - (2) 事業所得における総収入金額を計算する際に取引の対価の額と消費税相当額をどのように経理処理するかについては、両者を区分して行う経理方式（税抜経理方式）と区分をしないで行う経理方式（税込経理方式）の2つの方法が考えられるところ、後者（税込経理方式）によった場合には、消費税等の額も含んだ総額を取引の対価の額として計上した上、還付を受ける消費税額がある場合には総収入金額に算入し、納付すべき消費税額がある場合にはそれを必要経費に算入すべきものであることとなる（乙17・「消費税法等の施行に伴う所得税の取扱いについて」（平成元年3月29日付け直所3-8）参照。）。
 - (3) 本件についてこれをみると、証拠（乙7、8、29、30）及び弁論の全趣旨によれば、原告においては、税込経理方式による経理処理が行われていることが認められるから、平成19年分の所得税においては、平成19年中に提出した消費税等の確定申告書に係る還付されるべき消費税等を、総収入金額として算入するのが相当である。
 - (4) この点、原告は、還付を受ける消費税について、原告は立替払いをしていたにすぎない等主張し、平成19年中に提出した消費税等の確定申告書に係る還付されるべき消費税等は総収入金額として算入されない旨主張するが、独自の見解であり、採用できない。
- 9 以上を前提として、原告の本件各課税処分についてみると、被告が本件訴訟において主張する前記第2の4の根拠はいずれも相当なものと認められ、その根拠に基づいて算定した原告の平成17年12月課税期間から平成20年6月課税期間に係る消費税等の納付又は還付すべき税額及び平成19年分の所得税の納付すべき税額は、いずれも本件各課税処分における当該税額を上回るから、本件各課税処分は適法というべきである。

第4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

山口地方裁判所第1部

裁判長裁判官 山本 善彦

裁判官 林崎 由莉子

裁判官松永晋介は、転補のため、署名押印することができない。

裁判長裁判官 山本 善彦

別表1

本件各消費税等更正処分及び本件各消費税等賦課決定処分の経緯

(単位:円)

課税期間	区分 項目	確 定 申 告	修 正 申 告	更 正 处 分 等	異 議 申 立 て	異 議 決 定	審 査 請 求	裁 決
平成17年12月課税期間	年 月 日	平成17年12月27日		平成20年12月26日	平成21年2月16日	平成21年5月14日	平成21年6月12日	平成22年6月14日
	課 税 標 準 額	1,739,000		53,346,000	全部の取り消し	53,343,000	全部の取り消し	棄 却
	仕 入 税 額 控 除 の 額	2,896,886		2,824,196		2,824,218		
	納付すべき消費税額	▲ 2,827,326		▲ 690,356		▲ 690,498		
	納付すべき地方消費税額	▲ 706,831		▲ 172,589		▲ 172,624		
	過 少 申 告 加 算 税 の 額			375,500		棄 却		
平成18年3月課税期間	年 月 日	平成18年4月28日		平成20年12月26日	平成21年2月16日	平成21年5月14日	平成21年6月12日	平成22年6月14日
	課 税 標 準 額	2,576,000		44,113,000	全部の取り消し	棄 却	全部の取り消し	棄 却
	仕 入 税 額 控 除 の 額	2,875,756		2,959,960				
	納付すべき消費税額	▲ 2,772,716		▲ 1,195,440				
	納付すべき地方消費税額	▲ 693,179		▲ 298,860				
	過 少 申 告 加 算 税 の 額			270,500				
平成18年6月課税期間	年 月 日	平成18年7月7日		平成20年12月26日	平成21年2月16日	平成21年5月14日	平成21年6月12日	平成22年6月14日
	課 税 標 準 額	2,297,000		80,663,000	全部の取り消し	77,386,000	全部の取り消し	棄 却
	仕 入 税 額 控 除 の 額	4,170,814		2,391,700		2,391,699		
	納付すべき消費税額	▲ 4,078,934		834,800		703,700		
	納付すべき地方消費税額	▲ 1,019,733		208,700		175,900		
	過 少 申 告 加 算 税 の 額			896,000		870,500		
平成18年9月課税期間	年 月 日	平成18年11月13日		平成20年12月26日	平成21年2月16日	平成21年5月14日	平成21年6月12日	平成22年6月14日
	課 税 標 準 額	3,176,000		82,680,000	全部の取り消し	82,674,000	全部の取り消し	棄 却
	仕 入 税 額 控 除 の 額	3,753,604		105,551		105,550		
	納付すべき消費税額	▲ 3,626,564		3,201,600		3,201,400		
	納付すべき地方消費税額	▲ 906,641		800,400		800,300		
	過 少 申 告 加 算 税 の 額			1,254,500		棄 却		
平成18年12月課税期間	年 月 日	平成19年2月8日		平成19年4月24日	平成20年12月26日	平成21年2月16日	平成21年5月14日	平成21年6月12日
	課 税 標 準 額	1,840,000		1,840,000	全部の取り消し	102,395,000	全部の取り消し	棄 却
	仕 入 税 額 控 除 の 額	2,935,799		2,935,799		132,689		
	納付すべき消費税額	▲ 2,935,799		▲ 2,862,199		3,963,100		
	納付すべき地方消費税額	▲ 733,949		▲ 715,550		990,800		
	過 少 申 告 加 算 税 の 額			1,254,500		棄 却		
平成19年3月課税期間	年 月 日	平成19年6月6日		平成20年12月26日	平成21年2月16日	平成21年5月14日	平成21年6月12日	平成22年6月14日
	課 税 標 準 額	2,814,000		85,530,000	全部の取り消し	102,386,000	全部の取り消し	棄 却
	仕 入 税 額 控 除 の 額	3,526,681		3,507,965		132,688		
	納付すべき消費税額	▲ 3,414,121		▲ 86,755		3,962,700		
	納付すべき地方消費税額	▲ 853,530		▲ 21,688		990,600		
	過 少 申 告 加 算 税 の 額			597,500		棄 却		

(単位：円)

課税期間	区分 項目	確定申告		修正申告		更正の請求		更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
		年月日	平成19年8月31日	修正申告	更正の請求	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決		
平成19年6月課税期間	年月日	平成19年8月31日				平成20年12月26日	平成21年2月16日	平成21年5月14日	平成21年6月12日	平成22年6月14日		
	課税標準額	1,081,000				79,582,000						
	仕入税額控除の額	3,090,754				3,066,831						
	納付すべき消費税額	▲ 3,047,514				116,400						
	納付すべき地方消費税額	▲ 761,878				29,100						
	過少申告加算税の額					567,500						
平成19年9月課税期間	年月日	平成19年12月4日	平成20年1月10日			平成20年12月26日	平成21年2月16日	平成21年5月14日	平成21年6月12日	平成22年6月14日		
	課税標準額	909,000	909,000			59,467,000						
	仕入税額控除の額	2,592,253	2,592,253			—						
	納付すべき消費税額	▲ 2,588,617	▲ 2,555,893			2,378,600						
	納付すべき地方消費税額	▲ 647,154	▲ 638,973			594,600						
	無申告加算税の額					1,207,000						
平成19年12月課税期間	年月日	平成20年4月4日				平成20年12月26日	平成21年2月16日	平成21年5月14日	平成21年6月12日	平成22年6月14日		
	課税標準額	—				56,402,000						
	仕入税額控除の額	1,343,482				—						
	納付すべき消費税額	▲ 1,343,482				2,256,000						
	納付すべき地方消費税額	▲ 33,587				564,000						
	無申告加算税の額					813,000						
平成20年3月課税期間	年月日	平成20年6月17日				平成20年7月25日	平成20年12月26日	平成21年2月16日	平成21年5月14日	平成21年6月12日	平成22年6月14日	
	課税標準額	3,069,000				3,069,000	37,928,000					
	仕入税額控除の額	1,339,351				1,632,466	1,758,734					
	納付すべき消費税額	▲ 1,216,591				▲ 1,509,696	▲ 241,614					
	納付すべき地方消費税額	▲ 304,147				▲ 377,424	▲ 60,403					
	過少申告加算税の額						156,500					
平成20年6月課税期間	年月日	平成20年8月27日				平成20年12月26日	平成21年2月16日	平成21年5月14日	平成21年6月12日	平成22年6月14日		
	課税標準額	3,120,000				41,789,000						
	仕入税額控除の額	1,668,114				1,487,320						
	納付すべき消費税額	▲ 1,543,314				184,200						
	納付すべき地方消費税額	▲ 385,828				46,000						
	過少申告加算税の額					297,500						

(注1) 「納付すべき消費税額」欄及び「納付すべき地方消費税額」欄の▲印は、還付金の額に相当する税額を示す。

(注2) 下関税務署は、平成20年3月課税期間に係る平成20年7月25日付け更正の請求に対して、平成22年1月27日付けで、更正すべき理由がない旨の通知処分を行った。

別表 2

本件所得税更正処分及び本件所得税賦課決定処分の経緯

(単位：円)

年 分	分 項 目	区	確 定 申 告	更 正 処 分 等	異 議 申 立 て	異 議 決 定	審 査 請 求	裁 決
			年 月 日					
平 成 19 年 分	年 月 日	平成20年3月17日	平成20年12月26日	平成21年2月16日	平成21年5月14日	平成21年6月12日	平成22年6月14日	
	総 所 得 金 額	2,897,362	16,187,015					
	内 訳	事業所得の金額	2,897,362	16,176,815				
		雑 所 得 の 金 額	—	10,200				
	申 告 納 稅 額	179,100	3,315,300					
	予 定 納 稅 額	—	—					
	納 付 す べ き 税 額	179,100	3,315,300					
	過 少 申 告 加 算 税 の 額		471,500					

別表 3-1

本件各課税期間に係る消費税等の被告主張額

(単位：円)

項目	課税期間 平成17年12月 課税期間分	摘要
消費税の税額の計算		
本件家電製品の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額（税込）	① 60,920,700	別表1の「平成17年12月課税期間販売金額合計」欄
雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額（税込）	② 3,179,580	別表6の「課税資産の譲渡等の対価の額」欄
合計（①+②）	③ 64,100,280	
課税売上高（③×100/105）	④ 61,047,885	
課税標準額（1,000円未満切捨て）	⑤ 61,047,000	
消費税額（⑤×4%）	⑥ 2,441,880	
控除対象仕入税額	⑦ 2,824,218	別表8-1の「控除対象仕入税額」欄
差引消費税額（⑥-⑦）	⑧ △ 382,338	
中間納付消費税額	⑨ 0	
納付すべき消費税額（⑧-⑨）	⑩ △ 382,338	
既に納付した消費税額	⑪ △ 2,827,326	乙第11号証の1、⑧欄
差引納付消費税額（⑩-⑪）	⑫ 2,444,900	
地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額（⑧）	⑬ △ 382,338	
譲渡割額（⑬×25%）	⑭ △ 95,584	
中間納付譲渡割額	⑮ 0	
納付すべき譲渡割額（⑭-⑮）	⑯ △ 95,584	
既に納付した譲渡割額	⑰ △ 706,831	乙第11号証の1、⑬欄
差引納付譲渡割額（⑯-⑰）	⑱ 611,200	
差引納付すべき消費税等の額（⑫+⑱）	⑲ 3,056,100	

(注1) ⑤欄の金額は、国税通則法118条1項の規定により、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(注2) ⑧欄及び⑫欄の金額は、国税通則法119条1項の規定により、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である（マイナスの場合を除く。）。

(注3) ⑬欄及び⑲欄の金額は、地方税法20条の4の2第3項により、百円未満の端数を切り捨てた金額である（マイナスの場合を除く。）。

本件各課税期間に係る消費税等の被告主張額

別表3－2

(単位：円)

項目	課税期間	平成18年3月 課税期間分	摘要
消費税の税額の計算			
本件家電製品の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額（税込）	①	74,471,200	別表1の「平成18年3月期販売金額合計」欄
雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額（税込）	②	4,822,014	別表6の「課税資産の譲渡等の対価の額」欄
合計（①+②）	③	79,293,214	
課税売上高（③×100/105）	④	75,517,346	
課税標準額（1,000円未満切捨て）	⑤	75,517,000	
消費税額（⑤×4%）	⑥	3,020,680	
控除対象仕入税額	⑦	2,991,121	別表8－1の「控除対象仕入税額」欄
差引消費税額（⑥-⑦）	⑧	29,500	
中間納付消費税額	⑨	0	
納付すべき消費税額（⑧-⑨）	⑩	29,500	
既に納付した消費税額	⑪	△ 2,772,716	乙第11号証の2、⑧欄
差引納付消費税額（⑩-⑪）	⑫	2,802,200	
地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額（⑧）	⑬	29,500	
譲渡割額（⑬×25%）	⑭	7,300	
中間納付譲渡割額	⑮	0	
納付すべき譲渡割額（⑭-⑮）	⑯	7,300	
既に納付した譲渡割額	⑰	△ 693,179	乙第11号証の2、⑯欄
差引納付譲渡割額（⑯-⑰）	⑱	700,400	
差引納付すべき消費税等の額（⑫+⑱）	⑲	3,502,600	

(注1) ⑤欄の金額は、国税通則法118条1項の規定により、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(注2) ⑧欄及び⑫欄の金額は、国税通則法119条1項の規定により、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である（マイナスの場合を除く。）。

(注3) ⑭欄及び⑯欄の金額は、地方税法20条の4の2第3項により、百円未満の端数を切り捨てた金額である（マイナスの場合を除く。）。

本件各課税期間に係る消費税等の被告主張額

別表3-3

(単位:円)

項 目	課税期間		摘要
	平成18年6月	課税期間分	
消費税の税額の計算			
本件家電製品の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額(税込)	①	95,271,400	別表1の「平成18年6月期販売金額合計」欄
雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額(税込)	②	7,532,107	別表6の「課税資産の譲渡等の対価の額」欄
合計(①+②)	③	102,803,507	
課税売上高(③×100/105)	④	97,908,101	
課税標準額(1,000円未満切捨て)	⑤	97,908,000	
消費税額(⑤×4%)	⑥	3,916,320	
控除対象仕入税額	⑦	2,391,526	別表8-1の「控除対象仕入税額」欄
差引消費税額(⑥-⑦)	⑧	1,524,700	
中間納付消費税額	⑨	0	
納付すべき消費税額(⑧-⑨)	⑩	1,524,700	
既に納付した消費税額	⑪	△ 4,078,934	乙第11号証の3、⑧欄
差引納付消費税額(⑩-⑪)	⑫	5,603,600	
地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額(⑧)	⑬	1,524,700	
譲渡割額(⑬×25%)	⑭	381,100	
中間納付譲渡割額	⑮	0	
納付すべき譲渡割額(⑭-⑮)	⑯	381,100	
既に納付した譲渡割額	⑰	△ 1,019,733	乙第11号証の3、⑯欄
差引納付譲渡割額(⑯-⑰)	⑱	1,400,800	
差引納付すべき消費税等の額(⑫+⑱)	⑲	7,004,400	

(注1) ⑤欄の金額は、国税通則法118条1項の規定により、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(注2) ⑧欄及び⑫欄の金額は、国税通則法119条1項の規定により、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である(マイナスの場合を除く。)。

(注3) ⑯欄及び⑱欄の金額は、地方税法20条の4の2第3項により、百円未満の端数を切り捨てた金額である(マイナスの場合を除く。)。

本件各課税期間に係る消費税等の被告主張額

別表3-4

(単位:円)

項目	課税期間 平成18年9月 課税期間分	摘要
消費税の税額の計算		
本件家電製品の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額(税込)	① 88,963,500	別表1の「平成18年9月期販売金額合計」欄
雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額(税込)	② 6,415,144	別表6の「課税資産の譲渡等の対価の額」欄
合計(①+②)	③ 95,378,644	
課税売上高(③×100/105)	④ 90,836,803	
課税標準額(1,000円未満切捨て)	⑤ 90,836,000	
消費税額(⑤×4%)	⑥ 3,633,440	
控除対象仕入税額	⑦ 105,723	別表8-1の「控除対象仕入税額」欄
差引消費税額(⑥-⑦)	⑧ 3,527,700	
中間納付消費税額	⑨ 0	
納付すべき消費税額(⑧-⑨)	⑩ 3,527,700	
既に納付した消費税額	⑪ △ 3,626,564	乙第11号証の4、⑧欄
差引納付消費税額(⑩-⑪)	⑫ 7,154,200	
地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額(⑧)	⑬ 3,527,700	
譲渡割額(⑬×25%)	⑭ 881,900	
中間納付譲渡割額	⑮ 0	
納付すべき譲渡割額(⑭-⑮)	⑯ 881,900	
既に納付した譲渡割額	⑰ △ 906,641	乙第11号証の4、⑯欄
差引納付譲渡割額(⑯-⑰)	⑱ 1,788,500	
差引納付すべき消費税等の額(⑫+⑱)	⑲ 8,942,700	

(注1) ⑤欄の金額は、国税通則法118条1項の規定により、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(注2) ⑧欄及び⑫欄の金額は、国税通則法119条1項の規定により、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である(マイナスの場合を除く。)。

(注3) ⑭欄及び⑱欄の金額は、地方税法20条の4の2第3項により、百円未満の端数を切り捨てた金額である(マイナスの場合を除く。)。

別表 3－5

本件各課税期間に係る消費税等の被告主張額

(単位：円)

項目	課税期間 平成18年12月 課税期間分	摘要
消費税の税額の計算		
本件家電製品の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額（税込）	① 109,669,400	別表1の「平成18年12月期販売金額合計」欄
雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額（税込）	② 9,540,776	別表6の「課税資産の譲渡等の対価の額」欄
合計（①+②）	③ 119,210,176	
課税売上高（③×100/105）	④ 113,533,500	
課税標準額（1,000円未満切捨て）	⑤ 113,533,000	
消費税額（⑤×4%）	⑥ 4,541,320	
控除対象仕入税額	⑦ 132,688	別表8-2の「控除対象仕入税額」欄
差引消費税額（⑥-⑦）	⑧ 4,408,600	
中間納付消費税額	⑨ 0	
納付すべき消費税額（⑧-⑨）	⑩ 4,408,600	
既に納付した消費税額	⑪ △ 2,862,199	乙第12号証の1、⑧欄
差引納付消費税額（⑩-⑪）	⑫ 7,270,700	
地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額（⑧）	⑬ 4,408,600	
譲渡割額（⑬×25%）	⑭ 1,102,100	
中間納付譲渡割額	⑮ 0	
納付すべき譲渡割額（⑭-⑮）	⑯ 1,102,100	
既に納付した譲渡割額	⑰ △ 715,550	乙第12号証の1、⑯欄
差引納付譲渡割額（⑯-⑰）	⑱ 1,817,600	
差引納付すべき消費税等の額（⑫+⑱）	⑲ 9,088,300	

(注1) ⑤欄の金額は、国税通則法118条1項の規定により、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(注2) ⑧欄及び⑫欄の金額は、国税通則法119条1項の規定により、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である（マイナスの場合を除く。）。

(注3) ⑯欄及び⑱欄の金額は、地方税法20条の4の2第3項により、百円未満の端数を切り捨てた金額である（マイナスの場合を除く。）。

別表 3-6

本件各課税期間に係る消費税等の被告主張額

(単位：円)

項目	課税期間 平成19年3月 課税期間分	摘要
消費税の税額の計算		
本件家電製品の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額（税込）	① 91,603,760	別表1の「平成19年3月期販売金額合計」欄
雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額（税込）	② 8,985,932	別表6の「課税資産の譲渡等の対価の額」欄
合計 (①+②)	③ 100,589,692	
課税売上高 (③×100/105)	④ 95,799,706	
課税標準額 (1,000円未満切捨て)	⑤ 95,799,000	
消費税額 (⑤×4%)	⑥ 3,831,960	
控除対象仕入税額	⑦ 3,507,955	別表8-2の「控除対象仕入税額」欄
差引消費税額 (⑥-⑦)	⑧ 324,000	
中間納付消費税額	⑨ 0	
納付すべき消費税額 (⑧-⑨)	⑩ 324,000	
既に納付した消費税額	⑪ △ 3,414,121	乙第11号証の6、⑧欄
差引納付消費税額 (⑩-⑪)	⑫ 3,738,100	
地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑧)	⑬ 324,000	
譲渡割額 (⑬×25%)	⑭ 81,000	
中間納付譲渡割額	⑮ 0	
納付すべき譲渡割額 (⑭-⑮)	⑯ 81,000	
既に納付した譲渡割額	⑰ △ 853,530	乙第11号証の6、⑯欄
差引納付譲渡割額 (⑯-⑰)	⑱ 934,500	
差引納付すべき消費税等の額 (⑫+⑱)	⑲ 4,672,600	

(注1) ⑤欄の金額は、国税通則法118条1項の規定により、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(注2) ⑧欄及び⑫欄の金額は、国税通則法119条1項の規定により、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である（マイナスの場合を除く。）。

(注3) ⑯欄及び⑱欄の金額は、地方税法20条の4の2第3項により、百円未満の端数を切り捨てた金額である（マイナスの場合を除く。）。

別表3-7

本件各課税期間に係る消費税等の被告主張額

(単位:円)

項目	課税期間 平成19年6月 課税期間分	摘要
消費税の税額の計算		
本件家電製品の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額(税込)	① 78,659,720	別表1の「平成19年6月期販売金額合計」欄
雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額(税込)	② 11,811,356	別表6の「課税資産の譲渡等の対価の額」欄
合計(①+②)	③ 90,471,076	
課税売上高(③×100/105)	④ 86,162,929	
課税標準額(1,000円未満切捨て)	⑤ 86,162,000	
消費税額(⑤×4%)	⑥ 3,446,480	
控除対象仕入税額	⑦ 3,066,831	別表8-2の「控除対象仕入税額」欄
差引消費税額(⑥-⑦)	⑧ 379,600	
中間納付消費税額	⑨ 0	
納付すべき消費税額(⑧-⑨)	⑩ 379,600	
既に納付した消費税額	⑪ △ 3,047,514	乙第11号証の7、⑧欄
差引納付消費税額(⑩-⑪)	⑫ 3,427,100	
地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額(⑧)	⑬ 379,600	
譲渡割額(⑬×25%)	⑭ 94,900	
中間納付譲渡割額	⑮ 0	
納付すべき譲渡割額(⑭-⑮)	⑯ 94,900	
既に納付した譲渡割額	⑰ △ 761,878	乙第11号証の7、⑯欄
差引納付譲渡割額(⑯-⑰)	⑱ 856,700	
差引納付すべき消費税等の額(⑫+⑱)	⑲ 4,283,800	

(注1) ⑤欄の金額は、国税通則法118条1項の規定により、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(注2) ⑧欄及び⑫欄の金額は、国税通則法119条1項の規定により、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である(マイナスの場合を除く。)。

(注3) ⑯欄及び⑱欄の金額は、地方税法20条の4の2第3項により、百円未満の端数を切り捨てた金額である(マイナスの場合を除く。)。

本件各課税期間に係る消費税等の被告主張額

別表 3-8

(単位：円)

項目	課税期間 平成19年9月 課税期間分	摘要
消費税の税額の計算		
本件家電製品の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額（税込）	① 63,097,140	別表1の「平成19年9月期販売金額合計」欄
雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額（税込）	② 6,382,082	別表6の「課税資産の譲渡等の対価の額」欄
合計（①+②）	③ 69,479,222	
課税売上高（③×100/105）	④ 66,170,687	
課税標準額（1,000円未満切捨て）	⑤ 66,170,000	
消費税額（⑤×4%）	⑥ 2,646,800	
控除対象仕入税額	⑦ 0	別表8-2の「控除対象仕入税額」欄
差引消費税額（⑥-⑦）	⑧ 2,646,800	
中間納付消費税額	⑨ 0	
納付すべき消費税額（⑧-⑨）	⑩ 2,646,800	
既に納付した消費税額	⑪ △ 2,555,893	乙第12号証の2、⑧欄
差引納付消費税額（⑩-⑪）	⑫ 5,202,600	
地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額（⑧）	⑬ 2,646,800	
譲渡割額（⑬×25%）	⑭ 661,700	
中間納付譲渡割額	⑮ 0	
納付すべき譲渡割額（⑭-⑮）	⑯ 661,700	
既に納付した譲渡割額	⑰ △ 638,973	乙第12号証の2、⑯欄
差引納付譲渡割額（⑯-⑰）	⑱ 1,300,600	
差引納付すべき消費税等の額（⑫+⑱）	⑲ 6,503,200	

(注1) ⑤欄の金額は、国税通則法118条1項の規定により、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(注2) ⑧欄及び⑫欄の金額は、国税通則法119条1項の規定により、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である（マイナスの場合を除く。）。

(注3) ⑭欄及び⑱欄の金額は、地方税法20条の4の2第3項により、百円未満の端数を切り捨てた金額である（マイナスの場合を除く。）。

本件各課税期間に係る消費税等の被告主張額

別表 3-9

(単位:円)

項目	課税期間 平成19年12月 課税期間分	摘要
消費税の税額の計算		
本件家電製品の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額(税込)	① 59,753,400	別表1の「平成19年12月期販売金額合計」欄
雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額(税込)	② 7,739,757	別表6の「課税資産の譲渡等の対価の額」欄
合計(①+②)	③ 67,493,157	
課税売上高(③×100/105)	④ 64,279,197	
課税標準額(1,000円未満切捨て)	⑤ 64,279,000	
消費税額(⑤×4%)	⑥ 2,571,160	
控除対象仕入税額	⑦ 13,612	別表8-3の「控除対象仕入税額」欄
差引消費税額(⑥-⑦)	⑧ 2,557,500	
中間納付消費税額	⑨ 0	
納付すべき消費税額(⑧-⑨)	⑩ 2,557,500	
既に納付した消費税額	⑪ △ 1,343,482	乙第11号証の9、⑧欄
差引納付消費税額(⑩-⑪)	⑫ 3,900,900	
地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額(⑧)	⑬ 2,557,500	
譲渡割額(⑬×25%)	⑭ 639,300	
中間納付譲渡割額	⑮ 0	
納付すべき譲渡割額(⑭-⑮)	⑯ 639,300	
既に納付した譲渡割額	⑰ △ 33,587	乙第11号証の9、⑯欄
差引納付譲渡割額(⑯-⑰)	⑱ 672,800	
差引納付すべき消費税等の額(⑫+⑱)	⑲ 4,573,700	

(注1) ⑤欄の金額は、国税通則法118条1項の規定により、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(注2) ⑧欄及び⑫欄の金額は、国税通則法119条1項の規定により、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である(マイナスの場合を除く。)。

(注3) ⑭欄及び⑱欄の金額は、地方税法20条の4の2第3項により、百円未満の端数を切り捨てた金額である(マイナスの場合を除く。)。

別表3-10

本件各課税期間に係る消費税等の被告主張額

(単位:円)

項目	課税期間 平成20年3月 課税期間分	摘要
消費税の税額の計算		
本件家電製品の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額(税込)	① 43,011,800	別表1の「平成20年3月期販売金額合計」欄
本件家電製品の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額(税抜) (①×100/105)	② 40,963,619	
雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額(税抜)	③ 3,069,000	乙第11号証の10、①欄
課税売上高 (②+③)	④ 44,032,619	
課税標準額(1,000円未満切捨て)	⑤ 44,032,000	
消費税額 (⑤×4%)	⑥ 1,761,280	
控除対象仕入税額	⑦ 1,758,734	別表8-3の「控除対象仕入税額」欄
差引消費税額 (⑥-⑦)	⑧ 2,500	
中間納付消費税額	⑨ 0	
納付すべき消費税額 (⑧-⑨)	⑩ 2,500	
既に納付した消費税額	⑪ △ 1,216,591	乙第11号証の10、⑧欄
差引納付消費税額 (⑩-⑪)	⑫ 1,219,000	
地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額(⑧)	⑬ 2,500	
譲渡割額 (⑬×25%)	⑭ 600	
中間納付譲渡割額	⑮ 0	
納付すべき譲渡割額 (⑭-⑮)	⑯ 600	
既に納付した譲渡割額	⑰ △ 304,147	乙第11号証の10、⑬欄
差引納付譲渡割額 (⑯-⑰)	⑱ 304,700	
差引納付すべき消費税等の額 (⑫+⑱)	⑲ 1,523,700	

(注1) ⑤欄の金額は、国税通則法118条1項の規定により、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(注2) ⑧欄及び⑫欄の金額は、国税通則法119条1項の規定により、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である(マイナスの場合を除く。)。

(注3) ⑭欄及び⑱欄の金額は、地方税法20条の4の2第3項により、百円未満の端数を切り捨てた金額である(マイナスの場合を除く。)。

本件各課税期間に係る消費税等の被告主張額

別表 3-11

(単位:円)

項目	課税期間	平成20年6月 課税期間分	摘要
消費税の税額の計算			
本件家電製品の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額(税込)	①	40,771,300	別表1の「平成20年6月期販売金額合計」欄
本件家電製品の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額(税抜)(①×100/105)	②	38,829,809	
雑貨の販売に係る課税資産の譲渡等の対価の額(税抜)	③	3,120,000	乙第11号証の11、①欄
課税売上高(②+③)	④	41,949,809	
課税標準額(1,000円未満切捨て)	⑤	41,949,000	
消費税額(⑤×4%)	⑥	1,677,960	
控除対象仕入税額	⑦	1,487,320	別表8-3の「控除対象仕入税額」欄
差引消費税額(⑥-⑦)	⑧	190,600	
中間納付消費税額	⑨	0	
納付すべき消費税額(⑧-⑨)	⑩	190,600	
既に納付した消費税額	⑪	△ 1,543,314	乙第11号証の11、⑧欄
差引納付消費税額(⑩-⑪)	⑫	1,733,900	
地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額(⑧)	⑬	190,600	
譲渡割額(⑬×25%)	⑭	47,600	
中間納付譲渡割額	⑮	0	
納付すべき譲渡割額(⑭-⑮)	⑯	47,600	
既に納付した譲渡割額	⑰	△ 385,828	乙第11号証の11、⑪欄
差引納付譲渡割額(⑯-⑰)	⑱	433,400	
差引納付すべき消費税等の額(⑫+⑱)	⑲	2,167,300	

(注1) ⑤欄の金額は、国税通則法118条1項の規定により、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(注2) ⑧欄及び⑫欄の金額は、国税通則法119条1項の規定により、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である(マイナスの場合を除く。)。

(注3) ⑭欄及び⑱欄の金額は、地方税法20条の4の2第3項により、百円未満の端数を切り捨てた金額である(マイナスの場合を除く。)。

別表4－1
被告主張額（消費税等に係る加算税）

(単位：円)

項目	No.	平成17年12月 課税期間	平成18年3月 課税期間	平成18年6月 課税期間	平成18年9月 課税期間	平成18年12月 課税期間
加算税の対象となる税額（別表7、各⑩欄）	①	3,056,100	3,502,600	7,004,400	8,942,700	9,088,300
当初申告税額	②	△ 3,534,157	△ 3,465,895	△ 5,098,667	△ 4,533,205	△ 3,577,749
②と50万円のいずれか多い方の金額	③	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
通常分	過少申告加算税の基礎となる税額（①）	④	3,050,000	3,500,000	7,000,000	8,940,000
	過少申告加算税の割合	⑤	10%	10%	10%	10%
	過少申告加算税の額（④×⑤）	⑥	305,000	350,000	700,000	894,000
加重分	過少申告加算税の基礎となる税額（①－③）	⑦	2,550,000	3,000,000	6,500,000	8,440,000
	過少申告加算税の割合	⑧	5%	5%	5%	5%
	過少申告加算税の額（⑦×⑧）	⑨	127,500	150,000	325,000	422,000
過少申告加算税の合計額（⑥+⑨）	⑩	432,500	500,000	1,025,000	1,316,000	1,337,000
通常分	無申告加算税の基礎となる税額（①）	⑪				
	無申告加算税の割合	⑫				
	無申告加算税の額（⑪×⑫）	⑬				
加重分	無申告加算税の基礎となる税額（①－③）	⑭				
	無申告加算税の割合	⑮				
	無申告加算税の額（⑭×⑮）	⑯				
無申告加算税の合計額（⑬+⑯）	⑰					
本件各消費税等賦課決定処分の額	⑱	375,500	270,500	870,500	1,254,500	1,254,500

(注1) ②欄は乙第11号証の1ないし4「26」欄に記載の金額又は乙第12号証の1⑧欄と⑩欄に記載の金額を合計したものである。

(注2) ④及び⑦欄の金額は、国税通則法118条3項により、万円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(注3) ⑥欄の過少申告加算税の額（通常分）は、国税通則法65条1項の規定により、算出した額である。

(注4) ⑨欄の過少申告加算税の額（加重分）は、国税通則法65条2項の規定により、算出した額である。

(注5) ⑬欄の無申告加算税の額（通常分）は、国税通則法66条1項の規定により、算出した額である。

(注6) ⑯欄の無申告加算税の額（加重分）は、国税通則法66条2項の規定により、算出した額である。

(注7) ⑱欄の金額は、異議決定により一部取消された後の金額である。

別表 4－2

被告主張額（消費税等に係る加算税）

(単位：円)

項目	No.	平成19年3月 課税期間	平成19年6月 課税期間	平成19年9月 課税期間	平成19年12月 課税期間	平成20年3月 課税期間	平成20年6月 課税期間
加算税の対象となる税額（別表7、各⑯欄）	①	4,672,600	4,283,800	6,503,200	4,573,700	1,523,700	2,167,300
当初申告税額	②	△ 4,267,651	△ 3,809,392	△ 3,194,866	△ 1,377,069	△ 1,520,738	△ 1,929,142
②と50万円のいずれか多い方の金額	③	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
通常分	過少申告加算税の基礎となる税額（①）	④	4,280,000				2,160,000
	過少申告加算税の割合	⑤	10%				10%
	過少申告加算税の額（④×⑤）	⑥	428,000				216,000
加重分	過少申告加算税の基礎となる税額（①-③）	⑦	3,780,000				1,660,000
	過少申告加算税の割合	⑧	5%				5%
	過少申告加算税の額（⑦×⑧）	⑨	189,000				83,000
過少申告加算税の合計額（⑥+⑨）	⑩	617,000					299,000
通常分	無申告加算税の基礎となる税額（①）	⑪	4,670,000		6,500,000	4,570,000	1,520,000
	無申告加算税の割合	⑫	15%		15%	15%	15%
	無申告加算税の額（⑪×⑫）	⑬	700,500		975,000	685,500	228,000
加重分	無申告加算税の基礎となる税額（①-③）	⑭	4,170,000		6,000,000	4,070,000	1,020,000
	無申告加算税の割合	⑮	5%		5%	5%	5%
	無申告加算税の額（⑭×⑮）	⑯	208,500		300,000	203,500	51,000
無申告加算税の合計額（⑬+⑯）	⑰	909,000			1,275,000	889,000	279,000
本件各消費税等賦課決定処分の額	⑱	597,500	567,500	1,207,000	813,000	156,500	297,500

(注1) ②欄は乙第11号証の6及び7、9ないし11「26」欄に記載の金額又は乙第12号証の2⑧欄と⑯欄に記載の金額を合計したものである。

(注2) ④及び⑦欄の金額は、国税通則法118条3項により、円万円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(注3) ⑥欄の過少申告加算税の額（通常分）は、国税通則法65条1項の規定により、算出した額である。

(注4) ⑨欄の過少申告加算税の額（加重分）は、国税通則法65条2項の規定により、算出した額である。

(注5) ⑬欄の無申告加算税の額（通常分）は、国税通則法66条1項の規定により、算出した額である。

(注6) ⑯欄の無申告加算税の額（加重分）は、国税通則法66条2項の規定により、算出した額である。

(注7) ⑱欄の金額は、異議決定により一部取消された後の金額である。

別表 5
所得税被告主張額
(単位 : 円)

	No.	被告主張額	摘要
本件家電製品に係る収入金額	1	293,114,020	別表1の「平成19年分販売金額合計」欄
雑貨に係る収入金額	2	34,954,082	別表12の③
収入金額合計 (1 + 2)	3	328,068,102	
雑収入	4	14,982,562	別表13の⑤
総収入金額 (3 + 4)	5	343,050,664	
本件家電製品に係る仕入金額	6	291,118,144	別表14の⑥
雑貨に係る仕入金額	7	28,802,164	別表3-3の「平成19年総合計」欄
仕入金額合計 (6 + 7)	8	319,920,308	
必要経費	9	3,048,972	別表15の⑫
事業所得 (5 - 8 - 9)	10	20,081,384	
雑所得	11	10,200	別表16の③
総所得金額 (10+11)	12	20,091,584	
社会保険料控除	13	295,210	乙第13号証、12欄
生命保険料控除	14	50,000	乙第15号証2枚目、⑧11欄
地震保険料控除	15	0	
扶養控除	16	760,000	乙第15号証2枚目、⑧15欄
基礎控除	17	380,000	乙第13号証、24欄
所得控除金額合計	18	1,485,210	
課税総所得金額 (12-18)	19	18,606,000	
所得税額	20	4,646,400	
納付すべき税額	21	4,646,400	
既に納付した税額	22	179,100	乙第13号証、40欄
差引納付税額 (21-22)	23	4,467,300	

(注1) 19欄の金額は、国税通則法118条1項により、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(注2) 21欄の金額は、国税通則法119条1項の規定により、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表 6
被告主張額（平成19年分所得税に係る加算税）

(単位：円)

項目		No.	被告主張額
	加算税の対象となる税額（別表11の23）	①	4,467,300
	当初申告税額（乙第13号証）	②	179,100
	②と50万円のいずれか多い方の金額	③	500,000
通常分	過少申告加算税の基礎となる税額（①）	④	4,460,000
	過少申告加算税の割合	⑤	10%
	過少申告加算税の額（④×⑤）	⑥	446,000
加重分	過少申告加算税の基礎となる税額（①-③）	⑦	3,960,000
	過少申告加算税の割合	⑧	5%
	過少申告加算税の額（⑦×⑧）	⑨	198,000
	過少申告加算税の額	⑩	644,000
本件所得税賦課決定処分の額		⑪	471,500

(注1) ④及び⑦欄の金額は、国税通則法118条3項により、万円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(注2) ⑥欄の過少申告加算税の額（通常分）は、国税通則法65条1項の規定により、算出した額である。

(注3) ⑨欄の過少申告加算税の額（加重分）は、国税通則法65条2項の規定により、算出した額である。

別紙 7～9、10-1～10-3、11-1～11-3、12、13 及び 14-1～14-3 省略